

参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和四十四年六月十九日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

六月十九日

辞任

久次米健太郎君

補欠選任

鈴木 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

任田 新治君

高橋雄之助君

宮崎 正雄君

達田 龍彦君

矢山 有作君

藤原 房雄君

委員

亀井 善彰君

河口 陽一君

久次米健太郎君

栗原 祐幸君

小枝 一雄君

櫻井 志郎君

鈴木 省吾君

田口長治郎君

温水 三郎君

森 八三二君

和田 鶴一君

足鹿 覺君

杉原 一雄君

武内 五郎君

鶴岡 哲夫君

中村 波男君

沢田 実君

国務大臣

大蔵 大臣

向井 長年君
河田 賢治君

農林 大臣

福田 越夫君
長谷川四郎君

政府委員

大蔵政務次官

沢田 一精君

大蔵省主計局次

相沢 英之君

農林大臣官房長

大和田啓氣君

農林省農政局長

池田 俊也君

食糧庁長官

樽垣徳太郎君

水産庁長官

森本 修君

事務局側

常任委員会専門

宮出 秀雄君

説明員

大蔵省主計局主

松下 康雄君

計官

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(米価問題に関する件)

(総合農政に関する件)

○漁業近代化資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○派遣委員の報告

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査を議題といたします。

米価問題に関する件について調査を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。矢山君。

○矢山有作君 きょうは、大蔵大臣の御出席をいただきまして、二、三点伺いたいと思います。

御承知のように、三公社五現業で大体一三・八%の貸金アップが行なわれることになっておるようです。それからことしの春闘で民間単産の賃金のアップは大体一六・七%といわれておるようです。さらに当初予算編成のときに、物価の値上がり五%程度見込んで予算を編成されたというところであります。また国鉄運賃の大幅の値上げもあつた。さらに四十三年産米の生産費調査を見ますと、一〇・五%のアップになっております。そういう情勢の中で今度米価が据え置きをされた。私はまあ福田大蔵大臣は、だれよりもだれよりも農民を愛する立場をとっておられるのだから、そういう中でこういう米価据え置きをやられるということは非常に大きな矛盾があると思うのですが、この点はどうでしょう。

○国務大臣(福田越夫君) その点は非常に私も思ひ悩むところなんです。予算編成の当時、また施政方針演説の当時、両米価の据え置きという、こういう方針を打ち出したわけでありまして、その後春闘相場が私どもが予想したよりは高い、こういう際において、米価問題をどういうふうにさばるか、こういうことはまあ非常に私ども悩みの多いところだったわけでありまして。しかし米の需給ということを考えますときに、過剰状態——古米まで出しておるという状態において、米作を刺激することは、高米価政策をとるということは、結局これは食糧制度自体その運命にまでかかる問題に発展するのじゃないか。農村が最も希望すること、安定した価格で農作物がでるということ、これは、そのためには食糧制度を堅持するということは、これは農民の願いである、こういうふうには私どもは見えておるわけでありまして、食糧制

度をゆさぶるような、食糧制度の運命にも関するような米価引き上げの措置をこの際とすることがはたして農民のためにしあわせとなるのかどうかというのを真剣に考えるときに、まあ春闘というような特殊事情がありましたけれども、ここは涙をのむにはあるまい、かように考えまして据え置く方針を堅持したわけでありまして。ところがしかし、これは十二年目のできごとである、毎年毎年米価引き上げになれてきたこの趨勢に一つの時期を画するわけでありまして、ここで激変緩和というふうな考え方をとるべきではあるまいかと考えたのであります。そういう趣旨におきまして、米価ではございませぬけれども、農家の経済を向上させるための施策として二百二十五億円の補助金を支出するという考え方を取り入れたわけなんです。非常に悩みの多い解決であつたということを率直に申し上げさせていただきます。

○矢山有作君 今度の米価据え置きの方針を一月の総理の施政方針演説からして打ち出された。そしてまた事実そういうふうな算定が行なわれたということについては、いつの場合に説明を聞きまして、やはり米の需給事情という点に重点を置いてものを言っておられるようです。しかし私は、この議論ももうすでにやりましたから蒸し返そうとは思いませんけれども、米の需給事情というものを考えて米価を決定するという立場は、私どもは違法であるという立場をとっております。それはなぜかという、ただ単にわれわれはこじつけでそういうことを言っておるのじゃない。農産物についての価格を定める法律というのは、食糧法、それから農安法、畜安法、三つあるわけなんです。ところが食糧法については、その米価決定のしかたを見ると、その条文の表現でもわかりますように、需給事情を考慮してという文

句は一つも出ていないわけでありませう。ところが農安法や畜安法には、明確に「需給事情その他の経済事情を考慮し」と、こうなっております。どうして価格決定に関するこれら三法の中で、一方においては「需給事情」という文句がない、一方においては「需給事情その他の経済事情を考慮し」とわざわざなっているのか、この点を私も議論をしてみたところなんです。

私は食糧法というのは、いわゆる米が国家の直接的な統制のもとに置かれておる、そういう立場を踏まえておるから、国家の直接統制管理のもとにある米というもののについては、これは価格決定について需給事情の勘案の要はないわけです。それから国家の直接統制管理の対象にない、その他の畜安法やあるいは農安法の対象になっておる農産物資については、これは当然やはり需給事情を考慮するということが表面に出ておる、いわゆる法の踏まえておる基本の立場が異なっているのだ、したがって価格決定について規定しておる法の条文にもそのことがあらわれておるのだ、こう思っております。したがっていましてそういう立場からするならば、法の基本的な立場を踏まえてものを考えるならば、つまり立法の基本を踏まえてものを考えるならば、米の場合に「需給事情を考慮して」というのは違法である。事実、食糧法の運営の実態は、米の需給事情というものを考えないで私は運営をしてきた過去の歴史があると思うのです。もし需給事情を重点に置いて考えて米価の決定をやるならば、あの戦後の米の非常な不足のときに強権供出までやらせたときの米価のきめ方といふものは、これは非常に矛盾に満ちておるといわなければならぬと思うのです。ですから、私は食糧法というのは、国民に安定をさせてくれるだけ安い米を配給しようという基本的な立場を踏まえておる、したがって需給事情というのは米価決定の考慮の中に入っていない、こう思っております。したがって需給事情を振りかざして米価を据え置きとしたという論法というのは私は立法の基本として間違つた考え方だ、こういうふうに

思っております。

しかしこの問題ではいままでも議論を重ねてきたから、この問題だけを議論をしておりますとこれだけで時間がたつてしましますから議論をしようとは思いません。私もそれはそう考えておるわけですから、そうしてまた食糧法を堅持するためにはいまの米の需給の情勢から見てもこういう米価据え置きもやむを得ないのだということをおっしゃる。

しかしながら私は米価据え置きを打ち出されたことと、自主流通米制度を導入されたこと、そして自主流通米が果たす役割を見た場合には、これは食糧法堅持にならない、実際の問題として、食糧法の根幹をゆるがして、食糧法の法自体は変えないけれども、その自主流通米制度を導入して、その運営の面からこの食糧法というものはくずれていく、こういうことになっておるのではないかと私は考えておるわけです。だから食糧法堅持ということを言われるのは、ただ米価据え置きのための方便にしかすぎない、口実にしかすぎないと、私もそれはこういうふうに考えております。こういう点でなぜ米価を据え置き、自主流通米制度を導入したことが食糧法の堅持になるのか、その点を押して御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 食糧法の法律論についてはお触れにならぬという話でございますが、私も触れませんが、経済論として見まして、食糧制度というものは一種の国家統制でございます。統制というものは、これは統制ではありますけれども、国家の意思によってどうにもなり得ないものでありますけれども、実際にはこれは大きな経済原則を離れずときにはこれは維持運営は不可能なんだと、つまり戦時中体験したように、統制を経済原則、需給原則その他の経済原則から離れて行なおうとすれば、やみというものが必ず出てくる。これは維持できない。そういうようなことを考えますときに、この米の統制である食糧制度、これも大きな経済原則から離れることは私は制度の存立を許さない結果になってくるであらうと、こういうふうに思っております。

ういう意味において、需給が非常にゆるんできた、供給過剰になってきたときに、これは価格が下がるという傾向を持つべきである、持たさなければこれは存続を許されない。しかし、これは統制でありますから、これはそう経済原則ばかりによるわけにもいかないということで据え置きという結論になったわけでありませう。

それから自主流通米が一体どういう効果を持つのかという点、こう非常に食糧制度の維持がむずかしい。経済原則を若干離れて運営されなければならぬ。それにはこれを、この制度を維持させるための緩衝的方法を持たなければならぬ。その方法は何かという自主流通米。すでにいまの国民の食生活の態様が非常に変わつてきておる。米に対する需要も減つておりますが、米自体その減ることの米の需要につきましても、食味についての国民の嗜好というものはある。そういう際に自主流通米というものは大きく食糧制度を支える要因となるかと、こういうふうに思っております。したがって、価格の問題また自主流通米の問題、これは矢山さんのおっしゃることは逆で、むしろ食糧制度を維持存続させるための手段として働くであらうと、かように考えております。

○矢山有作君 まあこれで議論がとどまつておつては困るのですが、私は経済原則の問題を持ち出されたから一言申し上げておきたいのですが、食糧管理制度というものは経済原則から遮断するために経済原則がそのままに反映しない、経済原則が米に反映することを、ストレートに反映することを遮断するためにつくれた私は法律だと思ふ。その点で私はかなり大臣と私は見解が異なると思う。よくこれを読んでいただき、いままでの食糧の運営の現実を考えていただいたら、経済原則から遮断するためにできた法律なんです。これを忘れてもらつて困る。

それから、自主流通米の果たす影響が食糧法にどう及ぶかということにつきましても、これは私どもは食糧制度そのものをくずすのだ、だから自

主流流通米制度を導入し、生産者米価を据え置きしたその結果出てくるものは、形骸としての食糧法を維持することにはなるでしょう、食糧法制度を維持することにはなるでしょう。しかしながら実質的な食糧制度というものはくずれてしまふ。そしてこれがきっかけになって、間接統制あるいは米の自由販売の方向に大きく道を開くことになる。私は結果的にそういう現実が生まれてくるに違いないというふうに断定をしておきたいと思ひます。

次の質問に移りたいと思ひますが、いま、二百二十五億の今度の新しい支出について、激変緩和のために補助金として出すのだとおっしゃるのですが、これ一体何の激変を緩和するのですか。激変緩和ということだけでは、一体どういうふうな目的のためにどういう出し方をするのかということがわからないのです。激変緩和とは何の激変を緩和するのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、先ほど申し上げましたように、米価の据え置きというのは実に十二年ぶりのことである。これは、この据え置きという措置は、るる御説明申し上げておられますとおり、私はこれが適正な措置であると思ひます。したがって、そういう十二年ぶりというふうな久しぶりの措置でございますので、これが農家の経済に与える影響、農家に与える感觸、そういうものを考慮いたしますときに、何らかの農家経済を激励する措置をとるほうがよからう、こういうふうに出す、かようにしたわけでありませう。

○矢山有作君 そうすると、要するにこういうふうには解釈していいのですか。いままで生産者米価をきめてきたそのやり方から見ると、今度据え置きを出したわけですから、これに非常に私は不合理があると思ふ。物価、賃金の上昇の中で、米の生産費自体が一〇%以上上がっている中で据え置き米価を出す、これは非常に適正だと思ふと言われるけれども、私は不合理だと思ふ。で、その不合理、米価決定の不合理を緩和するためのいわ

ゆる支出と、こう考えていいんだらうと思うので、いまの話聞いておると。そうすると、これは米価に上乗せをして支出するのがやっぱり一番正しい方法じゃないですか。私はそう思うのですが、どうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) これは米価という考え方をとっていないのです。したがって、食糧会計から出すわけじゃない、一般会計の農政費として支出するわけなんでありまして。農政費として支出するゆえんは、米価は据え置く。これは私は矢山さんと違ふのです。そこに不合理があると言いますが、不合理とは考えない。これは据え置き方針というもので行かなければならぬ、こういうふうに考えますが、先ほど申し上げておるうちに、これは非常に長い間の情性をここで変える措置である、そういう意味におきましてまあ何らかの緩衝的措置を必要とすると、こういうふうにかえまして一般会計から農政費の意味において支出するものである、そういうこととありますので、これは米価に上乗せをするというふうな考え方をとるのは妥当でない、かように考えております。

○矢山有作君 私は大臣にひとつ御注意を申し上げておきたいのですが、いままでの米価の決定が情性であるという言い方は、これは大きな誤りなんじゃないですか。やっぱり政府は、私は食糧法に根拠を置いて米価決定をやったと思うのです。食糧法に基づかないで恣意的な米価決定をやっておるなら、それは情性と言つて一言で片づけられるかもしれない。私は、政府はそうやっただけではないと思うのですが、恣意的な米価決定を何の根拠もなしにやってきた、そういう意味で情性とおっしゃったのでしょうか。これはまああとで聞かしていただきたいのですが、情性と言うのは私は不穏当だと思ふ。

それから、どうも激変緩和と言われるのが、一体何の激変緩和であるかということがはっきりしないわけですね。物価、賃金の上昇の中で米価の据え置き措置をとったその不当なやり方に対して、激しい影響を与えるからそれを緩和するという意味なのか。それとも、需給事情に重点を置いて、もし引き上げをやったら米作がさらに伸びていくかもしれない、だから米作を対象としての激変緩和なのか。一体どちらなんですか。米作を対象にしての激変緩和という意味なのか、米価に重点を置いて考えた場合の激変緩和なのか。一体その激変緩和と言ふ場合に、おもに対象として考えておるのは何なんですか。このところが私は重要だと思ふのですが、何の对象もなしに激変緩和と言ふのはちよつと無責任だと思ふのです。

○国務大臣(福田赳夫君) 米価について需給事情を深く考えざるを得ないような事情があった。そこで、需給事情を考えますときに、据え置きをせざるを得ない。しかし据え置き措置というものは久しぶりのことである。そういうようなことから、何らかの措置を必要とするのではあるまいかと、こういうふうにかえられたわけでありまして。情性と申し上げたことに誤解がありますれば、趨勢と、こういうふうにかえさせていただきます。

○矢山有作君 そのほうがいい。そうすると、いまの激変緩和の御説明を聞きますと、米作というものに重点を置かれておるような感じがします。特に米の需給という問題を強調されたようですから。そうすると、私は、この激変緩和のために出された二百二十五億というのは、一種の稲作転換というふうな意味を含めて出されたのじゃないかと思ふのです。もし稲作転換、需給事情を踏まえて稲作転換の意味で出されたとするならば、私はこれは問題があるのじゃないか。御承知のように、今年のすでに予算で、稲作転換対策費で三十億組まれております。三十億組まれているわけですね。そうすると、最初から米価据え置きを明言せられておった政府の立場とするならば、なぜ当初予算に三十億しか組まなかったのですか。米作を転換させようという点に主力を置いて生産者米価の据え置きが行なわれたとするならば、当初予算において、こうした性格の予算はすでに予算化しておくべきじゃないかと思ふのです。その点が一つ。

それからもう一つ。米の需給に重点を置いて、つまり稲作転換として二百二十五億を出すというのであるならば、転換した農家が自立のできるまで今後何年間はやはりこういう予算を組んでいくべきだと思ふのですが、特にこういった予算を今後とも組むのですか、組まないのですか。ことし限りなのかどうか。

○国務大臣(福田赳夫君) 矢山さんの御見解のような、転換奨励という意味を含めておる措置ではございません。これはどこまでも農家の経済を激励しよう、こういう措置であります。農政費であります。(「手切れ金じゃないか」と呼ぶ者あり)そういうことから、過去三年間農政に精進された農家、これを対象にいたしておる。非常に米作について努力をされたその努力も思い起こしながら、これらの農家が今後健全に伸びていくようにという考え方に基いておるわけでありまして。なお、そういう趣旨でありますので、この種の支出はこれは今後年間継続させるのだというふうな考え方は持っておりません。本年度限りの措置である、かように御了承いただきたいと思ひます。

○矢山有作君 農家を激励するための経費だということになると、さらに米づくりに励んでくれというふうな意味にもとれるし、また、一生懸命過去に米づくりに励んでくれた農家に対する、何と云うのですか、報償的な意味だというふうな点をとらえて考えるならば、先ほどどこから出ておった、農民に対するいわゆる手切れ金だというふうな性格のものにも考えられるし、いずれにいたしましても、二百二十五億というのはどういふ一政策目的を持った支出なのかということ、私どもは、いままでの問答の中では理解できません。私は、国の予算支出をやる場合にそういうあやふやな政策目的で支出をされるということはきわめて不当なやり方だというふうに言わなきゃならぬと思ふのです。

次にお伺いしたいのは、一体じゃ、二百二十五億という多額な金を支出することをおきめになったようですが、この二百二十五億というものの積算の基礎、これはどういうことなんでしょう。私は少なくともこれだけのばく大な金を予算支出するとなると、やはりその支出を裏づけるだけの根拠、積算の基礎というものは当然あるべきだと思ふのですが、その根拠は何でしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) これは率直に申し上げますが、非常に紆余曲折というか、いきさつを経て定められた金額でございます。うちうちのことを申し上げて恐縮でございますが、自由民主党におきましてこの米価をどうするかというところを検討されたわけでございます。その過程におきまして、自由民主党は、この際急激な措置はいかがであらうか、この際中間的な引き上げというものを考えたかどうか、こういうふうな考え方が打ち出されたのであります。その間に一部から、せめて二割ぐらいの米価引き上げはどうだというふうな考え方もされたわけでありまして。しかし米価引き上げということとは私どもとしてはどうしてもこれを取り入れることはできない、こういうふうにかねがねまして供出量七百五十万トンの見込み、この見込み額に対する二割程度、このようなものを目標にいたしまして、それでこの農政費を支出する、こういうふうな考え方をとらうかというふうにかえられたわけでありまして。結論をいたしましては、七百五十万トンのトン三千円、つまり二百二十五億円というものを、これを先ほど申し上げましたような過去三年間の供出農家に対して交付するというので、市町村に対してその金額を支給する、こういう措置をとった次第でございます。

○矢山有作君 どうも積算の基礎というのが明確でないようですね。じゃ自由民主党でかつて米価の二・一八%の引き上げ要求が出たことがありましたね。それに見合うものと考えていいんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 金額は大体それに見合うものでございます。

○矢山有作君 精神は。

○國務大臣(福田赳夫君) 精神は違います。

○矢山有作君 しかしそれは大臣、語るに落ちた話で、それを称していわゆる詭弁と称するのです。これはやっぱり正直に二・一％の自民党の米価引上げ要求に対するものであると正直にお答えになったほうがいいんじゃないですか。政治の責任者があまりうそをおっしゃると、これは受ける国民のほうは何もかにも信用しなくなりまして、これから総合農政だといって盛んにやるうとしておられるのに、そういう政府が頭からうそを言うもんだという印象を与えることは私はいへんなことになると思うんです。だから、この場でですから、正直に二・一八％に見合うものだというふうにおっしゃったほうが私は政治姿勢としては正しいんじゃないかと思ひますがね。

だから、いままでの話を聞いておつて、いづれにしても米価のきめ方はあなたは適正だとおっしゃる。農民を愛する福田大蔵大臣が、これは不適正なきめ方だったと言えぬでしょう。だから適正だとおっしゃるんですが、やはり話のしぶりが、またことばの裏に隠れておるものを私どもが判断しながらあなたのお話を聞いておりますと、これだけ物価や賃金が上がつておる。米の生産費も上がつておるのに据え置きをしたのは、これは確かに不当だ。そこで何らかの色をつけざるを得ないんだということ、という根拠が知らぬが、たまたま自民党から強く要求の出た二・一八％に見合うものを支出をしたんだ。ところがその場合に、米価に上乗せという形でやつたんでは、これまで総理をはじめ米価据え置きを公言してきた手前上かつこうが悪くてとてもそんなことはできない。いわゆるメンツにこだわつて自分の言い出したことをあくまでも貫こうという立場から、苦しい米価の上乗せでなしに、別個の補助金として出すのだというやうな言いわけをしておられるのと思ひえない、私は。そういうやうな苦しい金の出し方、うそで言いくるめなければならぬやうな予算支出というものは私は反省すべきだと

思ひます。特に大蔵大臣という立場から、国の税金を握つておる立場からするならば、そのやうな積算根拠も明らかでない、そしてまた性格も明らかでない、そういう金をむやみやたらに出されたんでは、私は大蔵大臣の職務権限として逸脱じゃないかと思う。この点はやつてしまつたことなんでしょうから、いまさら私どもが幾ら追及いたしましても、あなたがこの段階でやり方が悪かつたから改めるとはおっしゃらぬでしょう。しかし、今後このような誤つたことは私はやつてもらつては困る。嚴重に私どもはこの点につきましては御注意を申し上げたいと思ひます。

次にお伺ひしたいのは、この二百二十五億は市町村に対して出すんだとおっしゃるわけですが、その具体的な使い方は一体どうなんですか。この使ひ方についてはきのうの本院議における政府側の答弁、またその前の衆議院における答弁、あるいは新聞の報道するところ、いろいろこうあわせて読んで見ますと、あるいは聞いて見ますと、どうも内容が必ずしも統一をされておるというやうな感じが受けたいんですが、この際一体具体的にどういふやうな使ひ方をされるのか、これを言つていただきたいと思ひます。

○國務大臣(福田赳夫君) まずこの二百二十五億は市町村に対して配分をいたしますけれども、市町村はこの配分を受けた額を、個々の農家の肥料、農薬等の資材費、または農家が共同の施設あるいは個々の施設等に使うというために交付をいたす、さやうな使ひ方を考へておるのであります。

○矢山有作君 市町村を通じてという農薬、肥料あるいは農薬用資材に渡すとおっしゃるんですが、これが確実に市町村を通じて農民個々に渡つていきますか。その点確実に渡つていけるとお思ひになりますか。この前の五十億支出したとき、あのときは共同事業中心に出すんだというやうでいろいろその五十億の出し方がその当時言われていたんですが、必ずしも政府が考へておるやうにこの金が使われたというところは言えない面があるんです。私も聞いておりまして、農協で

いへん自動車旅行したらあの五十億もらつた金はどこへ行つたかわからなくなつた。こういう話を非常に多く聞くのですが、こういうふうなことになるおそれがまたあるとするならば、これくらい非効率な金の使ひ方はないと思ひます。その点はどうなんですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 四十一年のとき会計検査院からも指摘を受けるやうな遺憾な事態があつたわけですが、今回はそれらのことを十分反省して、さやうなことのしないやうにしたいと思ひておられますが、先ほど申し上げましたとおり、個々の農家ばかりじゃないんです。個々の農家である場合もありますが、共同して共同の施設をやろうというやうな場合もあるわけですから、いろいろと心にかく十分にその目的が達成せられるやうに細心の注意を払つて事を進めたい、かやうに考へております。

○中村波男君 閣下、大蔵大臣、現実の問題として、町村へ交付されて町村が個人または団体の共同施設等に出すというのでしよう。そうでしょう。そうしますと、少なくとも市町村段階で補助金を交付するということになると、手続上補助申請をまず出しまして、そうしてそれが適当かどうかという上立つて補助を出し、さらにそれを實際に申請どおり使われたかどうかという確認をするという、これが地方自治法に示されておる補助金の交付条件ですね。そのことがやれるかどうかということと別に、事務費が膨大なものになる、町村負担が、それは別に組まれるのか。二百二十五億の中で、事務費というものと実際の補助金というものを区別して予算配分をされるのか。この点は、それでなくても町村財政の上で国の当然負担すべきものを負担しておるといふ実態から見ても許されぬと思ひます。これはどういふやうにお考へになつておりますか。

○國務大臣(福田赳夫君) この補助金の執行には、市町村では事務費がかかると思ひます。お話をとおりであります。それは別途支出をいたす、そういう方針でございます。

○足鹿覺君 閣下、先ほど大臣は、補助対象を共同施設であるとか、あるいは農機具であるとか、肥料、農薬ということをやられました。昨日の本会議でも私の質問に答えてそういうお話でございました。

そこで伺ひますが、最近の例をとりますと、長野、福島その他において凍霜害が起きて桑が全滅をした、あるいは果樹が被害を受けた、いろいろ苗圃が被害を受けたというやうなことで、やはり現地の声を聞いてみますという、樹勢回復のための肥料がやはり災害対策としては一番的確に効果を發揮するであらう、こういうことで強い要請があつたことは御承知のとおりであります。ところが大蔵省の従来からの御方針によりまして、会計検査院等の検査の次第もあり、消費されてしまふというものについてはいかほど使つたかということの証明を確実につかむことが困難であるために、そういう消耗するものに対しては補助をしてはならない、こういうことを理由にして、十数年前の災害対策以来、この樹勢回復の農民の念願が今日までかなえられないで来たわけでありまして、しかるところ、今回は農民へのお礼と農林大臣は言われ、あるいは奨励と大蔵大臣はたゞいまおっしゃいましたが、いづれにせよ、私は手切れ金であらうと思ひます。その金を肥料、農薬等に使つてよいということになりますと、従来大蔵省が災害という異常な被害を受けて困つておる農民にすらも無情な取り扱いをなさつたことに対して、よほどこのたびは寛大な御措置をなさつたと思ひます。

といたしますならば、今後はこれを一つの先例として、農薬、肥料等に対しまして、災害の場合、あるいは今後農政上必要なものでありますから、これを補助対象に取り入れる先例をおつくりになつたものとわれわれはみなしたいと思ひます。この点について従来は従来、このたび限り、こういうことは私は認められませんか。少なくとも十一年来の慣例をここで改められたわけでありまして、そういうやうに理解をしてよろしいであります。

しょうか。また理解するのが私は当然だと思えます。その点について、長い間深い思い入れを持てた大蔵省のこのたびの措置は、その意味においては私は一つの前進であらうと思えます。今後の御所見を承りたいと思います。

○国務大臣(福田赳夫君) 今回の措置は、先ほどから申し上げましたとおり、異例中の異例の措置であります。しかも日本じゅうの多数の農家に均てんをしていただかなければならぬ、そういう性格を持つておる支出でございます。さようなことで、本年度限りこれをやろう、こういうことを決意したわけでありまして、これが補助金支出の例となるのだというふうな考え方はいたしておらないのです。個々の農家に対する補助は——農家ばかりじゃございません、この補助の執行は非常にむずかしい問題でありまして、これはよほど気を付けないと所期の目的を達成しがたい。そういうようなことから、従来いろいろの要請がありましたが、個々の国民に対する補助、こういうことは差し控えてまいったのですが、この個々の国民に対する補助のむずかしいという事情はいささかも変わっておらないのでありまして、そういうことから考えまして、今度はこれが前例をつくったものだ、こういうふうな御理解に對しましては、私はどうもあまりいい御返事、御回答をいたしかねるわけでありまして。

○足鹿覺君 だれよりもだれよりもわが輩は農民を愛する、あなたはせりふをはいた。きのうも、今日もその心境は持っておると私の質問に答えられた。だとするならば、従来は消耗資材に對しては補助しない。なぜかという、会計検査院がこれをやかましいから補助しないのだ、こういうことで今日までこれは見送られてきたのです。それを、困難ではあるけれども、慎重な配慮をもって行なえばよろしいというこのたびは判断に立たれた、こういうことなんですね。ですから、それは二百二十五億円というものは本年限りである、しかし補助を支出する費目に対しては、従来会計検査院がいけないといったものを、事前

に、では会計検査院と打ち合わせをされてこのたびはよろしい、こういう判断に立たれたわけでありませうか。そうすると従来は不法にこれを抑圧しておった、このたびは異例中の異例で認めるのだ、そういう論理は福田さん成り立ちませんよ。あなたの方、きのうは、率直に言う率直に言う、何べんもおっしゃったじやありませんか。もう少しいわれるこの点は弊害を伴うけれども、しかしイギリスにおいてもいわれる国内食糧自給のためには肥料の助成金を出しておるではありませんか。なぜ悪いのであります。いわれる消耗物資に出すというのを会計検査院がやかましいというこのことはなぜかという、これは農協その他から配給を受けたことに対する証明がその当時若干不備なところが発見をされた、そこからこの問題について疑義が出てきた、こういうことなんでありませう。

問題は、正確にその実態が把握できるならば、あなたも本年はそれに踏み切られたというならば、将来こういう事態に對して、特に災害発生時等においては樹勢回復にはこれに限るのです。ほかの方法はあります。天災融資法の発動か、あるいは樹勢回復のための肥料、農家の補助以外には具体的施策はないではありませうか。そういうものには、このたびを契機にして対処されてしかるべきではありませうか。また一般の農政費の中に肥料、農薬に對し、これを助成ないしは補助して何ら差しつかえないではありませうか。何をそんなにお断わりになるのであります。二百二十五億を出したことが異例中の異例であつて、その中身については十分検討する、こういう御返事があつて私はしかるべきではないかと思うのです。農民を愛する御発言をひとつお願いいたします。

○国務大臣(福田赳夫君) この問題はひとり農民ばかりの問題ではないのです。中小企業者もおれば、その他の国民もおるわけですね。そういう一般論でございますが、先ほど矢山さんからも御指摘があつたように、一体個々の農家にうまく渡るか、矢山さんまでが心配されるようなむずかしい

補助金なんです。そういうむずかしい補助金でございます。今回は異例中の異例としてひとつやろう、こういうことなんでありませうから、これが先例になつて個々の国民に對する支出もやるのだというふうにお考え下さらないように切にお願いしたいと思ひます。

○矢山有作君 大臣はほかの委員会に出席せよならぬということでお出かけになりました。私どもは大蔵大臣少なくとも午前中くらいはおつてもいいと思つたのですが、まあ儀礼的なものぞき方しかされなかつたので、ここで文句を言つておつても始まりませんから、次に移ります。この二百二十五億の稲作特別対策事業費は補助金であるということでありませう。そこで、私が聞きたいのは、大蔵省が補助金を出す場合の根拠や手続、これを一般論でけつこうですから、御説明いたされたいと思ひます。

○説明員(松下康雄君) 補助金を交付いたしました際の通則的な一般的法律のたとえは根拠といつたものは、私不勉強のせいにか存しておりませうのですが、補助金の交付につきましては、法律の規定によりまして特定の補助金を交付するという根拠のありますもの、いわゆる法律に基づきますところの補助金また法律の根拠はございませうけれども、予算におきまして、特定の対象に對して一定の政策に基づきまして補助金を交付するということを定めまして、国会の御審議の結果によりましてこれを交付するいわゆる予算補助金、かように大まかに申して分かれるかと存じております。

○矢山有作君 そこで、補助金には予算補助、法律補助の二つがあるということがはっきりしたわけですが、それではこの二百二十五億は補助金といわれておるのですが、一体法律補助なのか、予算補助なのか、どちらなんですか。

○説明員(松下康雄君) この二百二十五億円の補助金につきましては、いわゆるこれを法律の直接の根拠によりまして支出することをまかされたものであると考へております。

○矢山有作君 法律補助でないとなると、予算補助ということになるわけですか。

○説明員(松下康雄君) 予算を通じて支出をいたすところの補助金に相ならうかと存じております。

○矢山有作君 そうすると、予算を通じて支出することになると。そうすれば、これは当初予算には組まれてない支出ですね。そうすると、予算補助ということになるんなら、たまたまいま国会開会中なんですから、支出するということがきめられた以上は、これは補正予算を出すべきじやないですか、そして国会審議にかけべきじやないですか、どうなんですか。

○説明員(松下康雄君) 予算の科目の中におきまして、これが全く予想せられないところの一種特別の新しい種類の支出であるか、あるいは従来の予算——現在、成立しておりますところの予算の項目のうちにおきまして、この種類の経費の支出というののつきましての何と申しますか、この交付の目的に關しましての項目というものがございませうから、そのあたりに検討を要する問題があると思ひます。たとえば農政費の中の米麦の生産対策費という種類の経費につきましては、現在の予算の項目があるわけでございますけれども、これらに類したものとして考へられるのではなからうかと思つております。

○矢山有作君 どうもあなたの話、回りくどくて、われわれはまた鈍感なのでわかりにくいのですがね。いま私の言うのは、国会開会中ですわね、しかも二百二十五億を補助金として出すということはきまつたわけでしょう。まだ国会は五日から残つていますからね、予算補助だというなら、出すことをきめてしまつたのですから、当然補正予算を組んでこの国会で審議、議決を求めべきじやないですか、私はそうすべきだと思ひますがね。それをやらないというの、これはまさに財政法のためえからいっても、あるいは憲法のためえからいっても間違ひじやないですか。

○説明員(松下康雄君) 年度の途中におきまして、たとえばあるいは予備費支出、あるいは移流用という形式をもちまして、当初予算にそのもの自体が計上されておきませんところの補助金を、年度経過中におきまして追加的に支出するということにつきましては、予算措置上従来も前例があったことではなからうかと思っております。

○中村波男君 ちょっと関連。これはまあ仮定の問題ですが、この稲作対策特別事業費というものを予算から流用といいますか、回すということについて、主計官は適法か違法か、どういうふうに思っていますか。

○説明員(松下康雄君) 年度の中途におきまして、先ほども申し上げましたように、新規の考え方に基きますところの追加的補助金を支出いたしました前例もあることでございますので、この二百二十五億の補助金を予算を通じて支出いたすということについては適法であると考えております。

○中村波男君 ちょっと私言い間違えたかも知れませんが、予備費からこれを使う場合ですね、適法とお考えですか。

○説明員(松下康雄君) この二百二十五億の補助金の支出の財源、あるいは方法につきましては、現在まだ手続的な最終的決定を行なっておりませんので、これは仮定の上でのお答えでございますけれども、かりに予備費をもちまして支出するということに相なりました場合、予備費は御承知のとおり、財政法におきまして、予見しがたいところの特別の経費の支出に充てるためにこれを支出することが認められております関係上、この二百二十五億円の補助金につきまして、かりにこれを予備費から支出するということにいたしましたも、それは適法な措置であると思っております。

○矢山有作君 予見しがたい支出ということで予備費から出した適法だ、適法でないという議論をいましてはならないのです。要するに、二百二十五億は稲作特別対策事業費と政府のほうで

はつきり名前をつけられて支出をするんだということをしめられたのだから、それがきめられた以上は、いま国会開会中なんです。だから、私は補正予算をここで出すべきじゃないか、こう言っているんですが、これは沢田政務次官どうなんですか。

○政府委員(沢田一精君) ただいま主計官からもお答えいたしましたように、農政対策上必要な経費ということで出すわけでございますが、先ほども申しましたが、予算の移流用というように前例があるわけでございますから、必ずしも違法ではない、かように私は考えております。

○矢山有作君 どうも話がすれ違っています。私の言いが悪いのか。私の言いが悪いとは思っていないのですが、四十一年度稲作改善対策費として五十億出したでしょう。これは国会開会中ではなかったわけですよ。したがって、支出前に、これはたしか十一月に召集された臨時国会のときに補正予算として国会に提出されたと思うのです。私はそれを言っているんじゃない。年度途中で変更が生じたからこの先補正予算をつくるのかつくらぬとか、あるいは予備費から出すのが適法であるとか不適法であるとか、そんなことを言っているんじゃない。もう一べん言いますよ。聞いておってください。二百二十五億は稲作特別対策事業費としてはつきり名目まで明らかにしたわけですね。それで支出をするということもきまったんです。そうするならば、いま国会開会中ですからここで補正予算を組んで出すべきではないか、こう言っておるのです。それができないならどういう理由でできないのだということをおっしゃっていただきたい。

○政府委員(沢田一精君) お話の趣旨はわからぬわけではございませんけれども、どういうふうにして具体的にこれを出すかということについて検討をいたさうという段階でございますので、事柄をいたしまして農政対策上必要なのということでございますから、予算の項目そのほかあわせて検討をして、どういうふうに具体的に出すかとい

うことを今後検討していきたい、こういうことでございます。

○矢山有作君 具体的な出し方は検討せぬでも先ほど大蔵大臣言っていましたよ。農薬や肥料、農業用資材に充てるために市町村あてに補助金として出すのだ、そしてそれを細心の注意をもって農民の手に渡すようにするのだ、こうおっしゃっている。だから、それははつきりしているんじゃないですか。だったらもうここで補正予算を出さない。会期の大増延やつてまだ五十何日あるという場合に、補正予算組めないことないでしょう。それを組めないというのは、それは予算に対する国会審議権の軽視ですよ。なぜ補正予算を組まぬのですか。補正予算を組んで積算の根拠を明らかにし、支出の方法を具体的に明示すべきじゃないですか。そうしてその上に立つて国会審議を経ていくのがこれは政府の義務ですよ。

○説明員(松下康雄君) ただいま政務次官から御答弁を申し上げましたように、この二百二十五億の補助金につきましては、このおおむねの設けました趣旨、あるいはこれのおおむねの使途、支出の方法につきましては、大臣がけさほど申し上げましたごとくに決定をいたしておるわけでございますが、この補助金の交付の具体的な方法ということになりますと、やはり全国三百五十万の米生産販売農家というものを対象にいたしまして、これに公平に配分をいたさなくてはならないというように一点一つを考えてみましても、非常に多くの検討を要する具体的な問題があるわけでございます。

また補助金の財源措置につきましても、現在のところ四十四年度始まりましてからようやく三カ月を経過したところでございますので、今後の一般会計の収入支出の状況等の推移をも勘案いたしながら、この財源をいかに求めるかということについても検討をする必要があるわけでございます。そのような多くの検討を要する事項を残してございまして、現在のところこの二百二十五億をいかなる財源によりまして、いかなる形式

で支出をいたすかということについてはまだ結論を得ていないわけでございます。したがって、直ちにこれの予算の補正を行なうかどうかというような点につきましては、現在のところではそのような段階にまで至っておらないということ御了承願いたいと思っております。

○矢山有作君 要するに何でしょう、財源見通しが立たないから、ここで補正予算が組めないんでしょ。配分方法などというのは、これは補正予算を組んでおいて、それから後にどういうふうな手続を経て具体的に配分していくかということを検討してもいいんですからね。だからおそろくここで補正予算を出せないという理由は、私はあなたがあとで言われた財源見通しが立たぬという点にあるんだらうと思うんです。じゃ財源の見通しが立つたら、その段階で臨時国会を開いてでも補正予算を組んで、そうして自前の審議、議決というものを受ける、そういう筋を通しますかどうか。これは政務次官どうです。

○政府委員(沢田一精君) きのうの本会議での御質問に対して大臣がお答えいたしましたように、でございますが、既定経費のやりくり等でまかなえるものか、あるいは予備費を使いましてこの経費を支出するようなことになるのか、その辺のことにつきまして検討を要する問題でございます。いまの御質問の趣旨はよくわかるわけでございますが、そうなりますと予備費の使用というものが、つきまして、予備費の使用と補正予算の編成と申しますか、国会との関係におきまして、一応政府の権限にまかされております。予備費の使用というものの関連も基本的な考えなければならぬ問題が私はあると思うわけでございます。一応予備費というものの性格、これと国会の議決との関係という点も、私は必ずしもつまびらかに承知しておるわけではございませんけれども、そういった点を含めて考えなければならぬ問題でございますので、いまお尋ねの趣旨に今後沿うようにいたしますというところはなかなか申し上げられない、こうお答えせざるを得ないと思うわけござい

ます。

○矢山有作君 それは政務次官けしからぬです。予備費というのは実質的に予算でないというの、もう御承知のとおりなんですよ。だからたとえ、予備費から支出するにしても、支出の根拠なり支出の対象なりがはっきりしたら、その点でやっぱ予算編成やるといのが普通じゃないですか。そうして国会審議を受けるというのが、国会が予算の審議権を持つておるとい立場から当然じゃないですか。だからそれらを含めて予備費を使用するにしても、あるいは経費の縮減をやるにしても、あるいは新たな財源を求めてやるにしても、いずれにしてもこれは私は補正予算を事前に組んで国会審議を受けるべきである。こう言っておるんです。だから補正予算を組むのか組まないのか、その点はどうなんですか。

○政府委員(沢田一精君) これはおことばを返すわけではございませんが、私が承知しております限度でお答えいたしますが、予備費というものは一応支出、もちろんこれは何でもかんでも支出してよろしいというわけではございませんけれども、政府が予備費を使いまして支出をいたしました場合に、それを国会にあつて報告をして御審議をお願いするということだまえたものであらうと思つております。したがって、予備費を使います際に、事前に補正予算を組んでそして予算として御審議を受けるという必要は必ずしもなからうと思つております。もちろん事務柄の軽重、大小によりまして、いろいろ問題は異なるでございまして、私はいさういふふうに理解をいたしておるわけではございません。したがって、きのう大臣がお答えいたしましたように、どういった出し方をするか、あるいはそれで補正予算を組む必要があるかどうかということにつきましても、なお検討をさせていただきたい、かようにお答えをいたしておるわけではございません。

○矢山有作君 いまの予備費は、計上分は九百億です。九百億の予備費で二百二十五億がそれで

は支出できるという目算が立つておるのですか。私は、九百億の中から二百二十五億を支出するということはきわめて困難なんではないかと私は思つておりますが、予備費から出せますか。

○説明員(松下康雄君) ただいままでのところ、予備費は使用の実績がまだございせんと思つて、したがって、この九百億の予備費につきまして、どのような支出に充てられるかということとは、私どもの現段階の見通しをいたしましては、全くいずれであるか判定しがたいという状況でございまして。

○矢山有作君 私はこれを予備費から支出すること自体も不当だと思つて。予見したい予算の不足に充てるために予備費というのはいさういふわけです。ところが、これはもう予見したいことではない。いま、国会開会中で、二百二十五億、稲作特別対策事業費として出す。その出し方は、市町村に補助金として出して、それが個々の農民に農業、肥料、農業用資材に充当されるように配分していく、こういうのでしよう。予見したいものではないのじゃないですか。予見したいところの予見したい。もうちゃんときまつておる。それを予備費から充てていくという考え方には私は問題があると思つた。だから、私は、最初言いましたように、この国会で補正予算を出すべきではないかと言つておるわけでは。

まあその問題はしばらくおいて、予備費から出されるにいたしまして、予備費というものは実質的な予算でないということとは決然委員会等でも木村委員等と政府側との間に論議のあつたところでしょう。そして実質的な予算でないということは認められておる。そうするならば、予備費から支出していく場合には当然補正予算を組むべきではないのですか。そういう手続を省略して、政府の権限でやれるのだというふうな解釈をするところに、いわゆる予算の審議権に対する行政側のサバがある。国会の審議を尊重するならば、当然予備費から支出するといふことがきまつた場合には補正予算を組むといふのが筋じゃないですか。

○政府委員(沢田一精君) いま御指摘になりました予備費の性格なりその使い方なんではございますが、予見したい云々ということ、予算編成あるいは予算審議、あるいは予算成立の段階におきまして予見したいという趣旨であらうと理解いたしておるわけではございません。それから予備費を使用する場合に必ず補正予算を組むべきである、そういう御意見も確かにあらうとは思つておりますけれども、先ほどから繰り返してお答えをいたしておりますように、予備費の性格なりあるいは使い方というところにつきましては、必ずしも全部が明確でない部分もあることと承知をいたしております。ただいま、政府といたしましては、先ほど御答弁いたしましたように、予備費というもののつきまして、これを使用する場合におきましては、政府の権限において支出をいたしまして、事後、国会に御報告をいたし、審査をお願いする。そういうたてまえでやっておるわけではございません。

○矢山有作君 事後承認を得るといふことはもうわかり切つた話なんです。事後承認と、それから使つた場合に補正予算を組むといふ問題と混同してらつては困るのです。私も、国会の予算審議権を尊重するたてまえからするならば、これは予備費を使う場合には補正予算を組まないと、それが財政法にのつた正しい運営のやり方だといふことを言つておる。

それから沢田政務次官に一つ申し上げますが、予見したい支出に充てるため云々といふことですね。いま予算の編成あるいは予算の審議、予算の成立の段階で予見したい云々といふことが言われたと思うのですけれども、もうその問題は消えておるのじゃないのですか。この二百二十五億については、いま国会審議中なんです。開会中なんです。そこでこの二百二十五億はどういう名目で出すといふことははっきりしてきておるのです。あなたの言う段階はもう過ぎておるのです。だから、ここで補正予算を組まないと云うのです。私は、私の言つておることは無理じゃない。あなたの逃げようとするのが無理なんです。国会が

休会中であることを、私は、すぐ臨時国会を開いてつくりなさいといふ議論をしておるのではない。国会がいま開かれておる。しかも支出ははっきりしておる。だから補正予算を組まないと。そのところがかみ合わないのです。

○政府委員(沢田一精君) 私が申しましたのは、予算編成当時、すなわち昭和四十四年度の予算をつくり出す際に必ずしも今日の事態を予見できなかったといふ意味で予見したいといふことだろうと、こう申し上げておるわけではございません。

○矢山有作君 その問題についてはそれだつたらもう議論は済んだわけなんです。あなたも聞いておられた。ここで、補正予算が組めないという理由は、財源等が明確でないからといふことで、私は次の段階に移つた。次の段階で議論しておるのに、あなたがまた予算編成だ、予算審議だ、予算成立だといふことを持ち出すから、私は反論しなればならない。

それはそれとして、じゃ、私の言うのは、支出前に二百二十五億といふばく大な金、しかもその積算の根拠も明確でない、大蔵大臣に言わせる、二・一八%の目録からの米価引き上げ要求があつた。それにあつた話のしうだつたら、それに見合うものとして出したといふ、しかし米価の上積みじゃないと、こう言つておるのです。いづれにしてもその積算の根拠はじゃ何ですかと言つたら、はつきりしないのです。だから積算の根拠もはつきりしないようなものを補正予算も組まないで支出をしていくといふのは、つまり国会審議も受けないで支出していくといふのは、これは財政法の運営上、誤りではないかといふこと、ですから財源見通しがつたこの段階において、ばく大な金ですからね、二百二十五億といふと。それについて補正予算をお組みになるのが正しいやり方ではないかと言つておるわけなんです。だから、あなたは補正予算を組まないと云う、そういうふうな答弁をいたしたければ、問題は簡単に片づくのです。どうなんですか。補正予算組むべきでしょう、これは。四十一年度のとき五十億に

ども、あるいはその必要がないのではないか、そういう点をあわせて今後検討していきたいというところでございます。

○足鹿寛君 あなたを何かいじめるような感じにとられては困るのですが、先ほどの矢山委員の御質問のように、予備費を支出するについては、その緊急性の云々、あるいは予備費支出の財政法的な解釈から見て緊急性があやいなや、そういった面からこれは財政法上の大きな疑義があるのです。したがって、私は昨日も本会議で述べましたように、これをやりくりしようといいたしますならば、予備費には余裕なしと私は見ておる。といたしますと、補正によらざるを得ない。とすれば、先ほどの政務次官の御答弁は、予備費に限ってはやりくりをしておいてこれをやるということだった。予備費を含めてやりくりをするとは私も受け取れません。予備費はしばらくおいて、他省の所管の予算も含めてやりくりをするといまおっしゃったではありませんか。いままた私が申し述べますと、予備費も含めて、こう前言をひるがえしになることは私はおかしいと思うのです。当然補正予算をお組みになる必要があるのではありませんか。

○政府委員(沢田一精君) 私の答弁がふ行き届きであったならばおわびをいたさなければなりません。私が当初から一貫して申し上げておりますのは、財源という点になりますれば、先ほどからお答えいたしておりますように、たとえば歳入がふえるかもしれない、あるいは節約、不用額が出てくるかもしれない、あるいは予備費を使わなければならぬかもしれない、そういった点を含めて今後検討させていただきたい。これは昨日足鹿先生の本会議における御質問に対して大蔵大臣も御答弁いたしましたように、予備費を使うかどうかという点につきましては今後検討をするという答弁をいたしたはずでございます。私も当初からそういったままでお答えをいたしておいたつもりでございます。もしそれと違ってお受け取りいただいたとするならば訂正させていただきます。

と思ひます。

○矢山有作君 要するに、予備費から支出するにいたしたとしても、予備費というのは予見したい予算の不足に充てるために歳入歳出予算に計上されておるものから、したがって、この二百二十五億という種別特別対策事業費がこの段階で支出がきまっていたということから見るならば、国会の開会中ですから、ここで補正予算の提出をしていくのが私は正しい筋だと思ひます。あるいはここで補正予算を提出しないでそして財源見通しがついたらときに補正予算を提出するということであれば、それはそれでまた国会の事前の審議を受けて執行に移っていくわけですから、補正予算を編成するといふ立場をとられるならば、それはそれで私はいいと思ひます。その場合たとえ予備費から充当されようとも、予備費から支出するものについてのこれまで国会で繰り返されてきた議論から見るならば、予備費から充当する場合もこれはやはり補正予算を組んでいく、これが正しい筋道だと私は考えております。それをもし補正予算も組まないで支出しようというのであるならば、私どもは、憲法なり財政法のたてまえから、いわゆる国会の予算審議権を全く無視した政府の独断的なやり方だと、こう言わざるを得ないのです。

したがって、この国会開会中に補正予算が組めぬといたしたとしても、財源見通しがついた段階において補正予算を組むことを私どもは強く要求いたします。そうして、国会の事前の審議と議決を経てこれを執行していくという正しい姿に戻っていただきたい。これは私どもの強い要望であり、またその段階においてこの議論を繰り返すことになるだろうと思ひます。

で、最後に私が申し上げたいのは、要するに、これまでの質疑を通して私が感じましたことは、現在のよう大幅な賃金の上昇がある、物価の上昇もある、さらに四十三年度米の生産費も大幅に値上がりをしておる、そういう情勢の中で、それらの要素を全く無視して米価の据え置きを決定をやったことがいかに不当であったか、その不当

な扱いをやったことの矛盾がここにはつきり出てきたと思ひます。そういう理不尽なことをやっているから、二百二十五億というものを支出する根拠も何も言えない。また補正予算を組んで正面から国会審議を受けるということもなし得ない。そういうふうな状態になっておるのではないかと思ひます。私どもは何といつても現在の賃金物価の上昇傾向、さらに生産費の上昇傾向から見ると、米の生産を確保し、さらに米作農民の生活を確保するといふ立場から、当然米価の引き上げは相応になさるべきであるといふ立場をとらざるを得ない。その点については、米価決定がすでになされた段階ですから、私どもがこれをここで蒸し返して議論しても過ぎ去ったことを言うことになりません。しかしながら、米価の決定というものは、何もう今年度限りのものではない、来年度以降も続く問題です。したがって、私は、米価の決定については、今後ことしやったような理不尽なやり方をしないで、やはり食糧法のたてまえに基づいた生産者米価の決定をしてもらいたいことを私どもは強く要求して、われわれはそういう方向に向かつて今後も全力をあげるといふことを言わざるを得ないと思ひます。

そこで、もう一つお伺いしたいと思ひますのは、これはきのうの国会におきまして、今後の米価算定方式で平均反収に移行することを考えておるのかという足鹿委員からの質問がありました。大蔵大臣は、平均反収方式は結論として出てくるだろう、こうおっしゃった。はたして平均反収方式で今後米価の算定をやるといふことが一応きめられておるのかどうか、そういう腹になっておるのかどうか、それをはっきり言っていたきたいと思ひます。

○政府委員(沢田一精君) 本来の姿はまあそうであらうと私も存じますが、それでは来年少ういうふうにするのか、あるいは再来年少ういうふうにするのかというようにつきましても、まだ決定をされていないものと承知をいたしておりました。と申しますのは、やはりそういつたことが理

想と申しましたが、一筆にそういうふうにするにたいがいかがうか、あるいは米の需給事情等を考慮する必要があるのではなからうか。いろいろな面から総合的に判断をいたしまして決定するべき問題であらうと、かように考えております。したがって、必ず平均反収方式にするのだという決定はなされておらない、かように承知をいたしております。

○矢山有作君 そうすると、きのうの大蔵大臣の言い方から比べてかなりニュアンスが違ひますね。いまのあなたの答弁では平均反収方式を採用することには決定になっておらない。大蔵大臣は、結論的に平均反収方式に移るだろう、こういうふうに言われていた。だから、私は必ず食い違ひがあると思ひます。だから、私は必ず食い違ひがあらうと思ひます。したがって、私はそれをそれなりに受け取ってひとつ申し上げておきたいと思ひます。平均反収方式をとって今年産米の米価を試算してみますと、ウルチー一四等の平均包装代込みの価格が、決定米価の二万六千四百円より九・三%低い一万八千七百二十三円になります。したがって、もしコストが九・三%以上上昇してくれば、平均反収方式によつて今後ことしやられたような米価の据え置きというとは不可能な場合が起こってくる。したがって、その場合に、あくまでも政府は米価据え置きといふことで貫いていくのかどうか。これは平均反収方式が結論的なものとして出てくるとおっしゃった、きのうの本会議の大蔵答弁を踏まえての質問であります。

○政府委員(沢田一精君) 私からお答えしたいのかどうかかわかりませんが、来年の米価あるいはその次の年の米価を据え置くということはいま政府としてきめておるわけではなからうと存じます。先ほどもお答えいたしましたように、需給事情等の配慮も必要でございますし、また米価審議会の御意向によつても考えなきやならぬ問題がなおたくさん出てくるだろうと思ひます。いま来年以降据え置くといふことをきめておるわけではございません。

○矢山有作君 最後に、この米価に関連する問題でひとつ伺いたいのですが、四十四年産米米価の決定にあたって算定要領が変わりましたね。それは要するに、平均反収から一シグマ引いておつたのを今度は〇・五四シグマを引くことに改めたはずですが、そうすると、平均反収から一シグマを引いたものと平均反収から〇・五四シグマを引いたものとの間にある反収農家は、従来の、平均反収から一シグマを引いた農家以下の生産力の低い農家とともに、これは所得補償が行なわれなくなつてくるわけですね。こういうふうにして所得補償が行なわれなくなつたその農民に対して、一体どうするのですか。何にも措置をとらないで、切り捨てておめんで、米価の据え置きによつてめしが食えなくなつた農民はどこでもめしを食う場所をさがしなさいということでおつぱり出してしまふのですか、どうですか。これは農林大臣からお答えいただきたい。

○國務大臣(長谷川四郎君) どうもせっかくのお尋ねでございますけれども、特定の農家を切り捨てにするとしようという考え方をもちつて今回の米価の算出をしたわけではございません。

○矢山有作君 いや、大臣は切り捨ててやるやうという考え方は持つておられぬでも、新たにこういう算定方式をとつたことによつて切り捨てられていく農家が、客観的に従来よりも非常にふえてくるわけですね。これは客観的事実なんです。所得補償の対象にならぬ農家ができてくる。だからそれらを一体どうするのですかと仰うのです。食えなければ食えないでしかたがない、米が余つておるのですから、もう食えなくなつたら米づくりをやめてどこでも行つて金をもうけて食つてくださいと言つておつぱり出すのですか、どうですか。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私たちは農林省というところでございまして、いかに農民の生活の安定を守るかという、ただ米価そのものの自体から見るとそのようなお話もあるかと思ひますけれども、今後はそういうようなことに対しては十分他の面でこれらを補つていく考え方でございま

す。では他の面とは何かというように御質問が出るだらうと思ひますけれども、その面はただいま十分検討を加えております。

○矢山有作君 それはもう大臣のお気持ちとしては、農民のためにある農林省でしようから、もちろん国の、国民全体のためにあると同時に、農民のためにある農林省ですから、おつぱり出して、食えなくなつても知らぬということは主観的には考えておられぬでしょうが、現実の問題として起こつてきた問題は、差し迫つた問題なんです。これから二、三年かけて農林行政でばつぱつ考へていこうという問題ではないのです。もう差し迫つた問題ですから、その差し迫つた問題に対してとる対策というものがおありなのかおありでないのかということをお伺ひしておる。だから、さしずめおありにならぬというならおありにならぬという御答弁をされたらよろしいし、おありになるなら、具体的にそういう所得補償からはずれていった農民に対してはこうしますということを言つていただければいいです。

○國務大臣(長谷川四郎君) ただいまますますとということではございせんけれども、来年度予算までには十分その点は検討を加えて措置をいたしていきたいと、このように考えております。

○矢山有作君 具体的な内容はどうですか。

○國務大臣(長谷川四郎君) ですから、先ほど申し上げましたように、具体的内容は、示せとおつしやるでしようけれども、ただいま持つておるおありません。ただし、精神はその方向に向かつて必ずやり抜きます。こういうことを申し上げます。

○矢山有作君 まあ気の長い話で、農民のほうはいま差し迫つた問題として困つておるわけですから、あまりのんびりとかまえないで、切り捨てた農民に対する施策をどうするか、はつきりと打ち出すべきだと思ひます。その責任は私は政府にあると思ひます。というのは、この間も議論いたしました米が余つてきたというこの現実を農民の責任じゃありません。これはやはり、米増産

運動を一昨年まで大々的に進めてこられた、その米増産運動をやる一方で大量の外米の輸入を續けてこられた政府の米政策に対する欠陥が暴露したわけですから。しかも、米というのは政府が全面的に管理を握つておるものですからね。それにもかかわらず今日の失敗を招いたのですから、それはなまやさしい失敗だと言つて、責任がのめられるものじゃありません。したがつてこれは、早急に対策が確立されることが必要であらうと思ひます。

次にお伺ひしたいのは、自主流通米の登場を迎へまして、米穀流通業界では正米市場の設立の動きが表面化してきたと伝えられております。そこで、その実態を私は少なくとも食糧庁としては調査しておられる、つかんでおられると思ひますが、これは食糧庁のほうからお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(増田徳太郎君) 自主流通米の構想が生まれてから世間に誤解があつた向きもございまして、いわゆる自由米の取引が行なわれるようになるのではないかとこの正米市場というやうなものが必要、あるいはそういうものを通じての取引というやうな問題を考えることが今日の問題ではないかというやうな動きがあつたことは事実でございまして。その後、自主流通米はそういうものではなくて、食糧管理制度のもとで必要な規制のもとに秩序のある流通を行ない、また正規の配給に充てるものであるということが判明するに従ひまして、ただいま申し上げましたやうな誤解も解消をし、また正米市場というやうなものも本格的に考えるというやうな向きは私はほとんどなくなつたと見ておるのであります。一部に席上取引といふ場合があります。ただこれは、転々とした場所を變へかつ小規模な人間の、一種の間取引的なものが行なわれておるやうでございまして、私どももその実態を十分把握するといふことができない事情にございまして。なお今後とも、そういうものの動きについては、食糧庁としまし

ても十分関心を持つて調査をしていきたいというふうに思つております。

○矢山有作君 食糧庁長官はもとと客観的なところのある人だと思つておりましたが、きつめてそれは客観的ですね。なるほど席上取引ということがあることも私も聞いております。ところが反面に、こういう米穀取引の会社がどんどんつくられておるということも事実のやうですね。決して、自主流通米というものの真相がわかるにつれてその設立が途中でやんだりあるいは取り消されたりということにはなつておられぬやうです。というのは、彼らは、何もいふまでも全面的な自由化された米を云々と考えているわけじゃない。昨年から等外米が自由流通になつております。今度また自主流通米ができました。この自由取引になつた等外米とそれから自主流通米を表面向きは直接の対象としながら、こういう取引市場的なものができつたやうな。そこへもつてきてやみ米がふえておるといふことは御案内のとおりです。したがつて、さらにこのやみ米をも対象としながら考えられておる、こういう現実はあるやうですね。したがつて、あまり楽観的な見方をされなさい、私はこの現実というものをつかんでおられなさいかぬのじやないかと思ひます。

そういう動きが出てきたというのは、やはり自主流通米制度の導入ということによつて、あなた方が何ぼ強弁されようと、食糧という制度に大きな風穴があいたということとは事実なんです。この自主流通米がもし増加していく傾向が出てくるなら食糧管理はおのずから崩壊せざるを得ぬのですから、そういうことがやがてくるだらうということに對する私は配慮も動いておると思ひます。したがつて、そういうやうな自由取引市場的なものが生まれてくるのじやないか。ところが、逆にそういう自由取引的な市場が生まれてくれば、それがさらに食糧をくずしていくことに対して拍車をかけていく、こういうやうな相互作用もあるのではないかと思ひます。ですから、私はあまり楽観をなさらないで現在の米穀商の動向というものを

的確につかむ努力をされたい。そうしなかったら、食糧庁が思ってもみなかったような事態が——思ってもみなかったことではないですわね。一応間接統制に移そうなんという大きな構図を描きながらやっているのですから、思ってもみなかったというのの時期が思ってもみなかったほど早くそういう事態が出てくるというおそれがあるのじゃありませんか。したがって、これは早急に事態を調査していただきたい。われわれもある程度のは調べております。しかしあなたのほうが全然御存じないのに私が調べてみたことをここで言ってみたと議論がかみ合いませんから、あなたが調べになった上であらためてこの問題は議論したいと思ひます。

そこで、もう一つ伺ひたいのは、最近大手の商社が米穀の流通面に積極的になり出しているといわれております。これは伊藤忠しかり、さらに丸紅飯田しかりなんです。この実態というのをつかんでおいてになりますか。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 御案内のように、米は日本の単品商品としては非常に大きな位置を占めるものでございますから、何らかの形で商社、商業活動するものがこれに関心を持つのはいまも昔も私には変わりはないと思うのでございます。これもこの前申し上げましたが、当初の動きはかなり活発といえますが、商社の米流通界への進出というこの意図が強く感ぜられたのでございますが、自主流通米制度というのはいま商社の進出の余地というものはきわめて乏しいものであるということがわかりまして、現実にはいまおあげになられたような商社もそれほどいいんですか、本格的な進出の姿勢はとっておらないと私どもは見えております。ただ一部に私どもの調査といいますが、聴取をいたしましたところでは、米屋の中に、米屋といふのは卸商でございますが、卸商の中には米の取り扱いのシェフはそれほど大きくなくて、いわゆる総合的な食品卸売業をやっているものがございました。それが他の商品との関係で大商社の系列に入っているというよ

うなところがございまして、全体としての営業の關係から系列商社との連携を強めようというような動きがあることは私どもも承知をいたしておりますが、一般的にいって純然たる米の卸業界への進出ということとは、これは實際上困難な問題でございまして。私どももそういうような進出の事実というものはつかんでおりません。

○矢山有作君 何もかもつかんでおられないのですが、しかし卸商の権利、施設を買収して米を扱うということとは禁ぜられておりますか。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 現在の米穀取り扱い販売業者の登録につきましては、現存する販売業者の営業を全面的に譲渡を受けた場合には、その譲渡を受けた営業実績の範囲内で登録業者となることのできるということに相なっております。

○矢山有作君 そうでしょう。だから、現在政府登録の卸売業者が三百八十九ぐらいあるそうですね。その卸売業者が大企業に権利、施設を譲渡するということは可能であるわけですね。現実にはそういう動きが起こっているんじゃないですか。つい最近のことですね、丸紅飯田が大手の卸売業者の権利、施設を買収した。そうして本格的に米の扱い、販売をやろうとしているというのが現実で起こっている問題ですよ、これは。さらに伊藤忠もそれやっております。それから実需者からの委託を受けて米の集荷をするということとは禁じられておりますか、どうですか。

○政府委員(榎垣徳太郎君) 私どもも、ある商社が卸売業者の営業譲渡を受けてみずから販売業者になる動きがあるということで、当該会社についても調査をいたしましたし、うわさのございましたが、現実には登録がえというものはなされておられません。ただ、なされてはいないということが、全くその意図がないかどうかはこれは商社の自己の営業に関するものでございまして、すべて正直にものを言っているかどうか、私はにわかには推測いたしたところではございまして、現実には営

業譲渡による登録がえということとはございませ

ん。それから、実需者が委託を受けて集荷をするという御質問の意味がよくわからないのですが、現在まで従来の管理の方式のもので政府が特定の実需者には直接売り渡しをいたしておいたものでございまして、その場合に、金融、輸送等の関係で、実需者自身が政府からの買入れをみずから扱うということが不便であるというような場合がございまして、特定の商社に契約をいたしまして代行をしてもらう、売り渡し、買入れ代行をしてもらうというような事例がございました。今後自主流通米、政府管理米を問わずに実需者の代行をするという場合は私はあり得ると思ひます。

○矢山有作君 そうすると私は現実の問題として、いまあなたがおっしゃる通りに卸売業者の権利、施設を買収してそして販売に乗り出す、こういうことがそれほど大きく行なわれていないと仮定いたしました。将来それが行なわれないという保証はないわけですね。さらに実需者の代行、委託を受けて米の集荷をするということも、これはいまのお話でできるということですよ、これも本格的に乗り出していく。いかにという保証はない。さらにそうなってくると、集荷業者として登録されておるもの、これもその権利、施設が買収されれば集荷もやれるという道が開かれていく。じゃありませんか。ただ現実の問題として、いまの段階では集荷の面においては九四%以上が農協が扱っている。そこでこれとまっ正面から対立をして集荷に乗り出していくということについては、いろいろな政治的な配慮があつてあまり積極的ではないようです。しかしながら販売の面においてははなから積極的な動きが見えておるということは事実です。これらの集荷業者になり得る、卸売業者になり得る、あるいは実需者から委託代行ができる、こうなってくると一兆四千億ないし五千億といわれるほどの大商品である米に対して、大手業者がいつまでも腕をこまねいて見ておるとお思ひになりますか。一兆四、五千億といえ

ばマージン五%としても七、八百億、これはばく大な利潤の高い私は米は取引だと思ひます。そうすると私は、いま食糧庁が樂觀をしておられるような状態では済まぬだらうと思ひます。その点に十分に御認識になる必要があるんじゃないか。もし、その点の認識が欠けて、樂觀をしておる間に大手が販売の面に大量に大幅に進出してくるということになり、さらに集荷面にまで進出してくるということになると、これは食糧制度というのはいくらでも守らなければならないですか。あなた方がいかに食糧制度の形骸を守るためにこれにしがみついても、中身においてくずれてしまつたら、これは中身の無いからつばのものはしょうがないんじゃないですか。それを私は言っているわけですよ。そういう意味では、自主流通米が引き起こす波紋というのはきわめて大きなものがあるし、やがて食糧制度を崩壊させていく端緒になる、私どもはそう言っておるわけですよ。だから、これに対する対策というものを食糧庁はどう考えられるのか。販売業者に進出をしていく、集荷業者に進出をしていくのを、じつと腕をこまねいて、これは自主流通米の幅が広がってやがて米の自由化の段階に近づいていく方法だといつて見ておられるのか。それとも、これに対してきびしい規制を加えていつか、あなたの方の言われる食糧制度の根幹を少なくとも守ろうとされるのか、その辺の見解をはつきりさせてもらいたい。

○政府委員(榎垣徳太郎君) お話にもございましたように、集荷面では、これは農民自身の選択による登録によつて集荷業者たり得るかどうかがきまるわけでございます。でございますから、現在の強力な農業協同組合の組織のもとで、商社が集荷面に進出する余地というのには、私はきわめて乏しい。現在、商人系の集荷業者もいますが、これは米の集荷ということに営業上のウェイトはあまり大きくないものが大部分でございまして。むしろ、その他の取引との関係において米の集荷をやっておるといふのが実態でございまして、私は今後と

いえども米の集荷面に大商社の進出というのとはほとんどあり得ないというふうに考えてよいと思っております。

で、集荷以後の流通の段階におきましても、先ほど申し上げましたように、既存業者の全面的な営業譲渡の場合以外は新しい登録を認めないという事でございまして、商社がほしいままに進出をしていくという事はあり得ない。また、集荷業界におきましてもそれぞれ全国的な中小企業等協同組合の共同組織をなしておりますのでございまして、私どもとして、今後のあり方としては、従来もそういう考え方をとっておたのでございまして、かりに営業譲渡、要するに営業をやめたいというものが出ましても、それは従来の協同組合組織の中でこれを譲渡、吸収していくというような形で、販売業者の企業的な体質の改善ということに役立つように私どもは指導もし、援助をしていくように考えていきたいと思っておりますのでございまして、それから代行等の点に進出いたしますことは、これは経済上の合理性があつて、個々の契約で行なわれることでございまして、干渉するわけにはまいりませんけれども、それにいたしましては自主流通米にせよ、あるいは政府管理米にせよ、食糧管理制度下における流通でございまして、私どもとしては食糧管理制度をくずすような動きというものは、これは絶対に許さないという態度で臨みたいと思っております。

○矢山有作君 食糧庁長官は、大臣お聞きのようにきわめて樂觀的な人でして、流通面への大手商社の進出は大したことはないだろう、こういう判断をしておられるようです。しかしながら、実際の経済の動きというのは官庁の机の上で考えておるような調子にはいかない面が多々あるようです。したがって、この結論は一年もすれば、長くて二年もすれば私は出るだろうと思ひます。そのときに食糧庁長官の見方が甘かったということ、農林省全体が食糧管理制度堅持の約束が違つてしまつたというふざまなことになるように私は御注意を申し上げておきたいと思ひます。これは

はやつぱりいまではそうした動きがあるという段階であつて、そう一べんにこれが現在の流通形態をくずしてしまふほどの大きな動きでもないようです。しかしこの動きというのは私は必ず大きく広がつてくると断言をいたします。その点では食糧庁長官とは全く考え方が違つております。どちらの言つてゐることが事実として正しいかということとは、やがて時間が解決してくれる問題だろうと思ひます。しかしながら、私がそう言つたからといって、そういう見込みをしておられる農林省当局の見込みが誤つて、食糧管理制度が全く骨抜きになつてしまふようなことをされた場合の責任というのをはゆるがせにはできぬと思う。私どもは、政府はそういうことを内々ねらつてゐるんだらうとは思ひます。しかしながら、公式の発言として食糧管理制度を守り抜くということを言つておられる以上は、その見込み違いが起つた場合の実態というの、その生やさしく責任転嫁ができる問題ではないというところだけ申し上げておいて、私のきよりの質問はこれで終わります。

○委員長(任田新治君) 本件に対する午前の質疑はこの程度にとどめておきます。

○委員長(任田新治君) 委員の異動について報告いたします。

本日、久次米健太郎君が委員を辞任され、その補欠として鈴木省吾君が選任されました。

午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時十分開会

○委員長(任田新治君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

漁業近代化資金助成法案を議題といたします。

質疑はすでに終局いたしておりますので、直ちに討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ

を願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

漁業近代化資金助成法案を問題に供します。本家に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

達田君から発言を求められておりますので、これを許します。達田君。

○達田龍彦君 この際私から、各会派の皆さんの御賛同をいただきまして、漁業近代化資金助成法案に対する附帯決議案を提案いたします。

案文を朗読いたします。

漁業近代化資金助成法案に対する附帯決議案

議案

政府は、本法の施行にあたり、水産業協同組合の健全な発展に努めるとともに、左記事項の実現を期すべきである。

記

一、漁業近代化資金の融資枠の拡大、手続の簡素化を図るとともに、融資条件の改善、特に沿岸漁業者及び産地水産加工業者に対する貸付金利の引下げに努めること。

二、漁業近代化資金の融通の円滑化に資するため、政府は、漁業信用基金協会への出資について助成措置を検討するとともに、融資保証制度の適切な運営を図ることによつて、信用力の低い沿岸漁業者等が本制度を利用しやすいように措置すること。

三、漁業者等に対する融資が円滑に確保されるよう、漁業近代化資金と農林漁業金融公庫資金について弾力的に運用すること。

四、現行の都道府県単独融資助成制度において、沿岸漁業者等にとつて有利な融資条件等

については、これが維持されるよう充分に指導すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(任田新治君) おはかりいたします。達田君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(任田新治君) 全会一致と認めます。よつて、附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川農林大臣。

○国務大臣(長谷川四郎君) ただいま御決定になりました附帯決議につきましては、決議の御趣旨を十分に尊重いたしまして善処いたしたいと存じます。

○委員長(任田新治君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(任田新治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(任田新治君) 次に、農林水産政策に関する調査を議題とし、米価に関する件について、午前に引き続き質疑を行なひます。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○足鹿覺君 昨日本会議におきまして、二百二十五億円の稲作特別対策事業費についてお尋ねをいたしましたわけでありましても、大臣は答弁を取り残されたりして補足御答弁になつた次第もありまして、十分でなかつたと思ひます。午前中の質疑で財政当局の考え方はやわかつたように思ひますが、つきましては、この二百二十五億円の配分の基礎は、世上伝えられるところによりますると、トン当たり三千円程度にならうとかいろいろ

取りざたをいたしておりますが、過去三カ年間の政府売り渡し実績を基準とするということは、昨日の農林大臣の御報告にもあったとおりで承知いたしますけれども、売り渡し実績に過去三カ年間の実績そのものを各農家別にどのようにして把握されまして、その基準の立て方なり把握のしかたなりについて、まず明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川四郎君) お話のとおり、過去三カ年の政府売り渡し数量に依りましてこれを市町村に配分をいたしまして、米生産者の肥料、農薬またその他の資材の購入等に必要な財源として配分をいたすことにいたします。

それから後半のお尋ねのこまかい点の配分等については長官から御説明をいたさせます。

○政府委員(横垣徳太郎君) 農政局長からお答えするのが筋かとも思ひますが、政府売り渡し数量の実績の問題でございますので、私からお答えいたします。各食糧事務所では市町村別、集荷業者別、個人別の売り渡し数量が資料としてございまして、それを配分の資料に使うことが最もよろうというふうに考えております。

○足鹿覺君 二百二十五億円の算出の基礎はいま述べられた実績と見合うものでありますか。

○政府委員(池田俊也君) 二百二十五億の積算の根拠と申しますか、これは午前中の質疑の中でも大蔵大臣から若干の御答弁があったわけでございしますが、必ずしも非常に厳密な積み上げ計算をしておるわけではないわけでございします。いろいろな事情を勘案いたしましてきめられた金額であるというふうに私も考へておるわけでございしますが、過去三カ年間の昭和四十一年から四十三年に至ります政府に対する売り渡し数量との関係で見ますと、これは一億当たり百四十五円程度になるわけでございします。

○足鹿覺君 過去三カ年間の政府売り渡し実績というものは平均いたしまして何ほどになりますか。

○政府委員(池田俊也君) 約九百三十二万トン程度と私は承知をいたしております。

○足鹿覺君 支出の時期はいつごろになりますか。

○政府委員(池田俊也君) これは政府部内におきまして具体的な事業の内容をいろいろ検討してある段階でございまして、私もはなるべく早く内容としては確定をいたしたいという気持ちでございしますが、いろいろな準備の都合等もございしますので、若干おくれる可能性もございしますが、いづれにいたしましても、おそくとも年度内には支出を終わるといふふうにいたしたいという考えでございします。

○足鹿覺君 昨日の大蔵大臣の答弁とはそれはよほど隔たりがあるではありませんか。昨日の大蔵大臣の本会議における御答弁は台風等の状況を見て支出をいたしたい、こういうことでありましたが、いま農政局長は、おそくとも年度内ということをおっしゃいますが、そんなにかかるものならば何も予備費の場合でも補正予算の場合でもありませんが、特に予備費の残額は五十億ないし二百億程度しか私の推算からいたしますとありません。したがって、補正予算必至と私も踏んでおるものでありますが、先ほどの財政当局の御答弁とは合致しないではありませんか。

○政府委員(池田俊也君) 私がいま申し上げましたのはおそくとも、こういうことでございまして、いかにおそくとも年度を越えることはいない、こういう意味で申し上げたわけでございまして、前段に申し上げましたようになるべく事業の内容を早急に固めまして早く支出をしたいという気持ちでございしますが、午前中のいろいろな御議論にもございしましたようになかなかむずかしい補助金でございしますから、なおいろいろなこまかい点について詰めなければならぬ点があるわけでございします。したがって、はっきりした時期は申し上げかねるわけでございしますが、最終のリミットというようになことを実は申し上げたわけで、実際にはなるべく早く支出をしたい

と、こういう気持ちでございします。

○足鹿覺君 農林大臣に伺いますが、いまの農政局長のような政治性のない、それでなくても手切れ金であります、手切れ金ならば早くお出しになったほうがあつくされがなくていいではありませんか。

○国務大臣(長谷川四郎君) これをきめる当時から、なるべく早めに支出をしたいという考え方には変わりはありません。ただなかなか三百何十万戸という農家がございますので、その分配方法等にいろいろ手間がかかるというようなことでございしますが、なるべく早目にやるようにいたします。

○足鹿覺君 まあ財政当局とのいろいろ事情もありましようから、時期についてはすみやかに、お礼金か手切れ金か何か知りませんが、大臣のお気持ちではお礼金だそうでありますけれども、いづれにいたしましても同じ金ならば早く支出されることが適当だと思います。

さらに伺いますが、その助成対象について、一応総括的には明らかにされておりますが、細目にならばどういふものほどの程度、あるいは共同作業場ならばどの程度、農業や肥料ならばどういふ程度、そういう細目にわたってひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(池田俊也君) まあ補助対象をどういふものにするかということで、肥料、農業等というものはいろいろな機会に御答弁申し上げていくわけでございしますが、こゝまで対象に含めるかという点につきましてはこれは現在政府部内でまさに検討中でございします。したがって、いまの段階ではっきりしたことは申し上げかねるわけでございしますが、まあおそろく農機具等も対象になるであろうというふうに考えております。

なお、その金額をどういふふうに分けるかということは、これは農民の、農家の意向によつて最も適当な用途に使われるというふうに私もはいたしたいと、こういう気持ちでございまして、私

どものほうの基準で分けていくという気持ちは現在のところは持つておらないわけでございします。

○足鹿覺君 そうしますと、売り渡し実績は、集荷業者から資料を提出せしめて実績を把握するという先ほどの長官の話でありましたね。それはそれがその実績把握をやるかといえは市町村長がそれをつかむわけですね。市町村長は、いまの農政局長の答弁によりますと、その事態に基づいて個人に配分するわけですか。個人から領収書を取るわけですか。個人は何に使おうと自由である、ちょうどこの前の五十億の金と同じようなことになりはしませんか、そういうことになりませんか。

○政府委員(池田俊也君) 五十億のときはたしかあれは共同の事業、たとえば農機具の共同購入とか、あるいは土地盤整備の関係の事業とか、あるいは講習会といったような共同の事業に対しては補助をしますと、こういうたてまえでございまして、個人補助ではなかったわけでございします。今回の事業につきましてはまだこれも目下検討中でございしますが、私も必ずしもそういうふうに限定いたさないで、個々の農家がたとえば肥料の購入をする、それに対する助成というようなことも含めて検討しているわけでございまして、まだ最終的な姿はきまつておらないわけでございしますが、農家の意向に沿ひましてかなり自由に使えるようにして差し上げるのがいいんじゃないか、こういう気持ちでおるわけでございします。

○矢山有作君 関連。そうすると私は農政の方向としてちよつと矛盾が出てきているんじゃないかと思ひます。というのは、農林省は盛んに構造改善ということを言ひながら、その構造改善の指向する方向というのは経営規模の拡大、いわゆる大型農家の育成ということを中心に置いておられるように私も受け取つております。そうすると、先年の五十億すら、これは共同事業中心で出されていったんです。そうすればことしの二百二十五億という膨大な支出はそうした農政の一つの大きな方向に沿うような方法で支出するのが農林省のい

まの立場からいって筋じゃないですか。それがむしろ逆行した方向で個人の農家の肥料あるいは農機具等の負担に充てるために出すというのでは、私はちょっと筋が通らぬと思うのです。その辺に政策の点から見て混乱が起るのじゃないかと思ひますが、どうなんですか。

○政府委員(池田俊也君) 矢山先生のいまの御意見は私もよくわかるわけでございます。大体、従来の農林省のいろいろな事業に対して補助金を出してある場合がいろいろございまして、原則的にはやはり共同事業を育てていくというふうな観点で補助金を出している例が非常に多いわけでございます。そういう点からいいますと、私も確かにそういうような形が農政といひますか、というふうな面から見ればそのほうがよりよいという気持ちは持つておるわけでございまして。ただ今回の補助金は、きょう午前中の質疑に關する応答の中でもあつたわけでございまして、大蔵大臣から、まあ異例中の異例ということばがございまして、そういうような性格が私どもは率直のところ多分にある、なるべく広く米価決定の経緯等ともからみまして農民に均てんをさせたいという気持ちはあるわけでございまして、そういう点を強調いたしますならばやはりさつき申し上げましたような配分方法にするほうがよりびつたりくるのではないかとということでございまして、多少矛盾しているような点もございまして、けれども、やはり今回は特殊な事情であるというふうには私も理解をしておるわけでございまして。

○矢山有作君 いまの御説明を聞いていますと、やはりこの二百二十五億というものは米価を据え置きにしたそのかわりにという性格がますます明らかになっていふ。つまり米価に上乗せしたほうが扱いとしては筋だというふうな説明になると私は思うのです。だったら、私は大胆率直に米価に上乗せをするという方向をとって筋を立てたほうがいいんじゃないか、そういうふうに思うのです。だから実際問題として非常な矛盾なんですね、異例中の異例だということ、少なくとも国庫の支

出がそういう筋の通らぬ形でやられるということにわれわれは大きな疑問を感じるわけですね。確かにいまの御説明を聞いておられますと、米価上乗せ的な性格が非常に強くなつていられるわけですね。だから、私は米価上乗せの性格が強いなら、そのものずばりで米価上乗せをやつたらどうですか。その点、これはできないというのには、やはり米価はここの物価や賃金の傾向、生産費の上昇等から見ると、上げなくてはならぬのだ。しかしながら、いわゆる政策的なこととを据え置いた、つまり不当な据え置きだという実体を暴露しておるんだらうと、私はそう思うんですが、やっぱり筋の通つたことをやらぬといふかぬと思うのです。

○鶴岡哲夫君 委員長、関連して。いま矢山委員から話がありましたが、私も先ほどの局長の答弁を聞いていますと、きのうの本会議におきます話なんか聞いていますと、計算の基礎は明らかに価格差補給金みたいなものですね。計算の基礎は価格差補給金じゃないですか。ですから価格に上乗せしたものでないですか。計算の基礎ははつきりそのものでしょう。もし、そうじゃないとすれば、農林大臣にちょっと伺いたいのですが、きのう大臣は本会議の席上で答弁なさいますと、この二百二十五億というものは、いままで米の生産に努力してもらつたそれに対するお礼とか、あるいは報償的な意味があるんだ、こういうお話でした。もしそうなら——なおまた大蔵大臣は、米価と二百二十五億は関係ないんだというふうな話もありましたね、中に。そうすると、米を売る農家だけに對して出すというのとはどういう意味なんですか。米を売る農家だけに對して、さつき局長の答弁ですと、この対象になる米の数量というのは九百三十万トンぐらいだといふお話ですね、平年作として。農林省は千三百六十万トンと見ていますね。その差は四百四十万トン——四百三十万から四百五十万トンくらいあります。そうすると、その四百五十万トン、そういう米をつくつていられる農家はこれからはずすといふことでしょうか。そうすると、米をつくつていられることに對して出しているんじゃない

くて、米を販売しているものに對して出すのでしよう。それじゃ、大臣の、米をつくつてきた農家に對して報償的なことだこうだといふ話にならない。私は、だから言つていられるように、これは計算の基礎からいっても、明らかにこれは価格差補給的な意味を持つていられる。明確ですね。にかかわらず、二百二十五億というものは米価とは全然違ふんだといふことを言われるのはどういふ理由によるのか、はなはだ理解に苦しみます。こういう不明確な行政なり政治をやつてはいかぬと私は思うのです。はなはだしく不明確ですよ。こういうのが行政を混乱させる。局長だつて非常に苦勞してゐると思うのですよ、こんなものをきめられたのは。とんでもない話だとは思うのですが、いろいろいま私伺ひましたけれども、大臣、局長から答弁をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(長谷川四郎君) 私の考え方として、ずっと申し上げていられるのですけれども、あの米の不足の時代から、御承知のように過剰になるほどにまで御努力なすつてくださった農民の方々、そしてその苦しい中で政府に出してくだつた、販売してくだつた方々、こういう方々に対して、過去三年というものの平均をとつて、そしてこの人たちに二百二十五億というものを助成と言ふか、補助と言ふか、お礼の意味をもつて申し上げる反面、本おうか、お礼の意味をもつて申し上げる反面、本というふうな面も考えまして、二百二十五億というものを拠出する、こういうことになつたわけでございます。

○鶴岡哲夫君 それじゃ、いま大臣少し変えられて、米を販売ということばをお使いになつたですね。

○國務大臣(長谷川四郎君) そうです。政府に売り渡してくれた……。

○鶴岡哲夫君 ですから何ででしょう。売り渡す農家にだけ出すということなんでしょう。そうして計算の基礎は、先ほどから局長がおっしゃつてい

るような話だと、それじゃ、あんな、価格差補給金ではないか。計算の基礎からいっても、ただ三年間と、ちょっと妙な話がついておられますけれども、ですからこれは価格差補給金ではないか。価格が足らぬから少しばかり——だから約二百二十五億円出すということではないですか。全然別だと、どういふ意味ですか、全然別だといふ意味は。全部もう農家にいくでしょう、個々に。個々の農家に配分しないというのならまだわかりますよ。そうではないでしょう。個々の農家にやるのでしよう。しかもそれは販売数量に応じてやるのでしよう。しかも米をつくつていられる農家でなくて、販売したその農家に對して出すわけでしょう。それじゃ価格が足らぬからそれにちょっと上乗せしたといふことでしょうか。それ以外に解釈のしようがない。

○國務大臣(長谷川四郎君) 政府に売り渡した数量でございます。他は自家消費がどれくらいあつたか、それまで検討してやるわけではない。基準とするところは政府に売り渡してくだつた、それに対しての数量でございます。

○鶴岡哲夫君 ですから売り渡した数量に對しては、米に払つていられるのではないですか。つまり売り渡しの米に払つていられるのですから、ですから生産者米価に上乗せしたのじゃないかと申してゐる。自家飯米で、米をつくつて食つていられる人には払わぬ。やらぬわけですから、売農家にだけにやるわけですから、生産者米価といふのは、売る農家に對しての問題でしよう。それにつけ加えるのですから、一俵四百四十円といふのですから、価格が少し足らぬから補給してやろうといふことではないですか。計算のやり方もそうですよ。

○國務大臣(長谷川四郎君) どうも話が行き違つていふようなんですが、過去三年政府に売り渡してくれた、その基準がなければ分配のしようがないでしよう。だからそれを基準にして二百二十五億円を先ほど申し上げたような考え方によつて分配をいたします、こういうことなんです。

ようなこともあり得るわけでございますので、まあそういう市町村財政というような観点からも問題のないような適切な方法をとりたい、こういうことをいろいろ検討しているわけでございまして、まだ本日の段階では、こういうやり方ではないかと申し上げられないのは、はなはだ遺憾でございますが、まあそういう点を検討しているわけでございます。

○足鹿 貴君　あなたが何でも検討検討とどの委員にも言われますと、私どもも何ぼでもこの問題は追及せざるを得ない。もう少し前向きの前進のやるやりとりをやりましようよ、どうですか。検討ができていないものを無理やりにあなたのどへ手を入れて引き出すわけにはいかないから、それはいたしかたないとしても、大体こういう気持ちなら気持ちだ、こういう点が一つ問題になっておるから、こういう点については検討しておるとか、もう少し前向きの答弁をなさらぬと、いやしくも二百二十五億といえど大金ですよ。大金です。

先ほども鶴岡委員からお話がありましたように、稲作農家というものは販売するだけが稲作農家ではない。要するに相当の面積を耕しておつても、家族構成が多くて販売数量の少ない農家だつてあるのですよ。それからまた栽培反別は少なくても家族構成が少なければ販売数量はふえるのです。これはもう申し上げるまでもないことなんです。みな稲作農家なんです。それを少なくとも販売数量に應じて配られるからには、これは米価の上積みの性格が明確なんですね。だがしかし、これにはいろいろ事情がありますと言つて、これを福田さんはきょう弱音を吐いておつた。自民党の中においていろいろむずかしい問題がありましてと言つて、きょうはわりあい正直に本音を吐いておつたが、あなた方もあの答弁を聞いておつて少しじくじたるものを感じて、もう少しすなおに、池田さん、検討検討一点張りだとこの問題で晩方まで何ぼでもやりますよ。いいですか、それで。

○政府委員(池田俊也君) いや、私も率直に実はお答え申し上げているつもりでございまして、ある程度自信のある結論を得ておりますならば申し上げるわけでございませうけれども、まさにいまのような点がいろいろ問題になっておるわけでございまして、これはいまお話しございましたように、確かに大金でございまして、また数百万の農家が関心を持っておるわけでございまして、ところが、こういうものを支出しようという経緯の中で、自民党の中におきましてもいろいろなごまかな点についての討論が行なわれておるわけでございまして、私どもはやはりこれを配分いたします場合は、そういういろいろな点を十分詰めて、政府内部におきましては財政当局のほうはもちろんでございまして、自治省その他いろいろな打ち合わせをしなければならぬわけでございまして、わかつておりまして答を避けておるわけでは毛頭ございせんので、早急にいまお話しのような点を詰めて、しかるべき時期にははっきり御答弁を申し上げたいと考えておるわけでござい

おいでになるのではないかと、いうふうに私は考えますが、農林大臣、政治家としての御判断はいかがでございませうか。

○足鹿 農林大臣、政治家としての御判断はいかがでございませうか。

○政府委員(池田俊也君) いや、私も率直に実はお答え申し上げているつもりでございまして、ある程度自信のある結論を得ておりますならば申し上げるわけでございませうけれども、まさにいまのような点がいろいろ問題になっておるわけでございまして、これはいまお話しございましたように、確かに大金でございまして、また数百万の農家が関心を持っておるわけでございまして、ところが、こういうものを支出しようという経緯の中で、自民党の中におきましてもいろいろなごまかな点についての討論が行なわれておるわけでございまして、私どもはやはりこれを配分いたします場合は、そういういろいろな点を十分詰めて、政府内部におきましては財政当局のほうはもちろんでございまして、自治省その他いろいろな打ち合わせをしなければならぬわけでございまして、わかつておりまして答を避けておるわけでは毛頭ございせんので、早急にいまお話しのような点を詰めて、しかるべき時期にははっきり御答弁を申し上げたいと考えておるわけでござい

○足鹿 農林大臣、政治家としての御判断はいかがでございませうか。

○政府委員(池田俊也君) いや、私も率直に実はお答え申し上げているつもりでございまして、ある程度自信のある結論を得ておりますならば申し上げるわけでございませうけれども、まさにいまのような点がいろいろ問題になっておるわけでございまして、これはいまお話しございましたように、確かに大金でございまして、また数百万の農家が関心を持っておるわけでございまして、ところが、こういうものを支出しようという経緯の中で、自民党の中におきましてもいろいろなごまかな点についての討論が行なわれておるわけでございまして、私どもはやはりこれを配分いたします場合は、そういういろいろな点を十分詰めて、政府内部におきましては財政当局のほうはもちろんでございまして、自治省その他いろいろな打ち合わせをしなければならぬわけでございまして、わかつておりまして答を避けておるわけでは毛頭ございせんので、早急にいまお話しのような点を詰めて、しかるべき時期にははっきり御答弁を申し上げたいと考えておるわけでござい

か。それくらいなことは答えられるでしょう。

て内部的にもいろいろ検討をいたしました、いま御指摘のように、使途の確認が非常にむずかしいとか、いろいろな、特に会計検査院との関係でいろいろ問題があったわけでございまして、それから一般的な考えとしては、やはり天災融資法が発動されておりますような場合には、一方では営農資金が見られていて、それとさらにダブって補助金の支出をするのはたしかにがなものだろうかと、いうようなのも一つの理由としてはあがっているのじゃないかという気がいたします。そういうようなことがございまして、全く同じ性質のものでございまして、これは当然前例になり得るということでございまして、今回は政治的な判断に基づきました特別な措置ということでございまして、これが認められたから災害の場合にはまいらないのではなからうかと考えておるわけでござい

○政府委員(池田俊也君) いや、私も率直に実はお答え申し上げているつもりでございまして、ある程度自信のある結論を得ておりますならば申し上げるわけでございませうけれども、まさにいまのような点がいろいろ問題になっておるわけでございまして、これはいまお話しございましたように、確かに大金でございまして、また数百万の農家が関心を持っておるわけでございまして、ところが、こういうものを支出しようという経緯の中で、自民党の中におきましてもいろいろなごまかな点についての討論が行なわれておるわけでございまして、私どもはやはりこれを配分いたします場合は、そういういろいろな点を十分詰めて、政府内部におきましては財政当局のほうはもちろんでございまして、自治省その他いろいろな打ち合わせをしなければならぬわけでございまして、わかつておりまして答を避けておるわけでは毛頭ございせんので、早急にいまお話しのような点を詰めて、しかるべき時期にははっきり御答弁を申し上げたいと考えておるわけでござい

○足鹿 農林大臣、政治家としての御判断はいかがでございませうか。

○政府委員(池田俊也君) いや、私も率直に実はお答え申し上げているつもりでございまして、ある程度自信のある結論を得ておりますならば申し上げるわけでございませうけれども、まさにいまのような点がいろいろ問題になっておるわけでございまして、これはいまお話しございましたように、確かに大金でございまして、また数百万の農家が関心を持っておるわけでございまして、ところが、こういうものを支出しようという経緯の中で、自民党の中におきましてもいろいろなごまかな点についての討論が行なわれておるわけでございまして、私どもはやはりこれを配分いたします場合は、そういういろいろな点を十分詰めて、政府内部におきましては財政当局のほうはもちろんでございまして、自治省その他いろいろな打ち合わせをしなければならぬわけでございまして、わかつておりまして答を避けておるわけでは毛頭ございせんので、早急にいまお話しのような点を詰めて、しかるべき時期にははっきり御答弁を申し上げたいと考えておるわけでござい

○足鹿 農林大臣、政治家としての御判断はいかがでございませうか。

○国務大臣(長谷川四郎君) どうも天災融資法というものがあつて、その法律に基づいて行なつてゐるのだからなかなかむずかしいのじゃないですか、何といつても。しかしおことばにもありますから、これから先はいろいろ検討はしてみたいと思ひますけれども、なかなかむずかしいだらうと思ひます。天災融資法という一つの法律があつて、その法律のワツクの中においてのものがあつて、その法律のワツクの中にも天災を受けた方の方に対する、お金の毒であるから、こういう金利でもつてこういうふうな融資を、こういう手当てをいたしましてやういふのがあつて、それから、これも大体法律の範囲内においての問題であつて、今度の問題も法律を逸脱してやういふ意味でもないのだということなんです。それから、もちろん法律の範囲内であるのであつて、法律を逸脱して二百二十五億なんて動かせるものじゃないのだから、その点がなかなかむずかしいじゃないかと私は思ひます。

○足鹿覺君 大臣、あなたは天災融資法というところを気にされるのが、これは肥料、農薬の補助金とは全然無関係です。これはいわゆる災害を受けた地域に対して、収入を失つた者に対して再生産を確保するための営農資金を低利に貸し付けていくものである。特に激甚地に対しては低金利のものを貸付していくという制度でありまして、私が言つてゐるいまの農薬や肥料の樹勢回復の補助金とは全く無関係のものであります。それが従来出たおつたのです。ところが具体的にいいますと、何ほ使つたかというところの把握が、握ることがなかなかむずかしい。そういう消耗資材に補助することは弊害があるというので、会計検査院からがちゃんとやられて、現場では四苦八苦、目を白黒してしまつた。そこで農林省は弱音を吐いてやめになつて、今日までその慣例が破られてきておる。

ところがたまたまた天災融資法が私が引用したものであつて、ここにいろいろな場合において

て、肥料や農薬に補助するというたてまえが新しく出た。これはこのたびの、くそかじが名刺を打つたやうなものです。言うならば二百二十五億円のやうな手切れ金を出して、そしてたまたままぐれ当たりによつて手がかりのいいことをやつておるわけなんです。したがつてくそかじが名刺を打つた名刺の部分だけを今後の足がかりにして、イギリスでもやつておりますやうに、農薬や肥料にも国が助成をしていく、こういうかまへが、やがては日本でもやらざるを得ない時期がきます。あなたが日本では、価格政策から総合政策へなど美しいことを言つておられますが、いまの農村の趨勢では、十年後の農村労働力の現状あるいは四囲の情勢から見ても、国内ではたして食糧が自給できるかできないかといふことは、危懼を抱かざるを得ない状態が出てくると思ひます。そういうときになつてきてあつてみたところで、これはしよせんしかたがないことなんだ。

そこで大局論は別として、そういう意味から、いわゆる農薬、肥料を補助対象にされたことに對しては、今後これを事例にして消耗物資、消耗生産資材に對しても十分支出していくやうに検討したい、今回限りでなくして今後検討したい、こういう御答弁を期待してゐるのであります。大臣、天災融資法とは別ですよ。もう一ぺん答弁してください。そうむずかしい顔をしないで。

○国務大臣(長谷川四郎君) 非常にむずかしいことで、どうも私がここで即時に答弁を申し上げるわけにはいきませんから、皆さんがこれだけ聞いているのですから、十分に事務当局にいろいろこの点について研究をさせてみて、その後において御答弁を申し上げます。

○足鹿覺君 それでは事務当局に十分検討させて、次の機会には、これに對するところの答弁をひとつお願いをいたすことにいたしましょう。

そこで池田さんに聞きますが、肥料、農薬の場合に費消実績はどうして把握しますか。過去三カ年間の費消実績を對象にするのですか、農協から

買ったものもありましようし、営業者から買ったものもありましようし、いろいろですね。どうしてその把握をいたしますか。これが一点。それから農機具の場合は、新しく買うものに対して助成をするのですか、すでに買ったものに対してはいわゆる近代化資金等を借りて借金返済に苦しんでおられますが、そういうものに対してはどういう取り扱いになるのですか、具体的に御答弁願ひたい。

○政府委員(池田俊也君) これも先ほど申し上げておしかりを受けました検討事項でございますが、大体の私の気持ちとしては、最初の御質問に對しましては、やはり農協なりあるいは肥料の販賣業者から買い取りましたときの何らかの証憑書類といふやうなものを徴するといふやうなことで確認をするといふことになるのではなからうかといふやうに考えられるわけでございます。

それから、あとの第二の御質問は、これはやはり補助金の性格からいひまして、すでに買ひましたものをその補助金の対象に置きかえるといふことは、これは妥当ではないのではなからうか、やはり今後新しく買うものに対する補助金といふやうに考えるべきであらうといふやうに現在では考へておるわけでございます。

○足鹿覺君 そういふ答弁がだんだん出てくるからおかしくなつてくるのです。やるのは過去三カ年だといふ。補助金といふものは買ったものだけにやるのだ、そんな理屈に合わない話があります。それこそ再検討なさい。農機具を新しく買う場合に、きょうびバインダー一台買つたつて三十万円下りません。手押し車一丁ぐらいなものですよ。そういうものに補助、助成をする、これは悪いことではないでしよう。しかし新しく買おうとするならば、ある程度将来を見越して、そうして省力化、近代化に必要なものを買う、それが個人で買うよりも共同で集团的に使うことに農林省は指導してゐるではありませんか、協業化、共同化の方向へ。そうすれば、新しく買うといふこと

になると、共同して買うものに対しては補助金を出しますか、どうですか。

○政府委員(池田俊也君) これもまあ検討事項のうちでございますけれども、私どもは、やはり農家の方が共同して、個々の農家が補助金を受けまして使うといふことではなしに、共同して何らかの用途に当てたいといふ場合には、それはやはり認めるほうが農家の気持ちに合致するわけでございますから、もちろんその対象の種類によつて違ふと思ひますが、そういうものも取り入れていいのではないかとあつておるわけでございます。

○足鹿覺君 それから後段の、いままで買ったものは除外したいといふやうな意向を漏らされたものが、過去三カ年間の実績によるわけですから、過去三カ年間にさかのぼつて買ったものに対する助成は何ら差しかえないではありませんか。無制限にさかのぼるといふことは私もこれは無理があると思ひます。しかし、過去三カ年間の販賣実績——政府売り渡し実績の基準とされるものならば、過去三カ年間にさかのぼつて買ったものに、農機具等に対してはこれは支出して、何もそんなに法律ではありますまいし、行政の一環として何でもやれるではありませんか。どうですか。

○政府委員(池田俊也君) 私が先ほど申し上げましたのは、まだそういうことでやるといふことが確定したわけではございませんが、やはり過去三カ年間の販賣実績に應じた配分をするといふのが一つの配分の基準でございます。必ずしもそういう基準をとつたら過去のものについても助成をすべきであるといふことには必ずしもならないのではなからうかといふやうに私は考へておるわけでございます。まあそういうやうな補助金の從來のいふ一つのルールみたいなものもあると思ひますので、私どもはそういうものも十分調べまして結論を出したいと思ひますが、一応はそういうふうな考へておるわけでございます。

○足鹿覺君 もうこの問題いつまでも押し問答しても、あなたの再検討といふことばにはうんざり

いたしたので、もうこれ以上申し上げませんが、ある一つの交付基準がきまる。そういたしますと、これは政令でやるのですか、あるいは次官通牒でやるのですか、あるいは局長の通達のごときものを都道府県知事に渡すと、要するに補助金は都道府県を経由しないでまっすぐ市町村に行くのですか。その経由の道筋はどういうふうになるのですか。あるいは市町村がたんん受けて、先ほど中村委員が言われたように、市町村の特別会計なら特別会計に入れて、そしてその支出方法を農協に委託するのでありますか。そういう一連の流れをどういうふうにお考えになっておりますか。都道府県を経て、そしてそこでまた今度やかましいことを言う地方の出先機関を経て、そして町村へこの配分がきまる。そうするとあなたの方の通牒が末端へおきるころには実にきびしいものになって出回るといふことが従来しばしばあります。その流れ、経路を明らかにしていただきたい。

○政府委員(池田俊也君) たびたびでどうも恐縮でございますが、やはりその点も検討事項でございます。前者の点につきましては、私どもは現在はやはりいわる予算補助というかつこうになろうというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、一般の予算補助の場合でございますと、事務次官から通達を出しまして、補助金のいろんなやり方を地方に御連絡申し上げまして申請書を出していただくと、こういうことになるわけでございます。

○足鹿覺君 県庁を經由するのですか。

○政府委員(池田俊也君) その場合に、いまの後段の点でございすけれども、通常でございす」と県を経由いたしまして市町村に行く、それからさらに民間に行くというのが普通の例でございす、はたしてそういうことにするか、あるいはは考え方を若干変えまして、県を経由しないで直接町村に行くこともあり得るかもしれない、こういうようなことを現在いろいろ政府部内で検討いたしておる次第でございす。

○足鹿覺君 それでは二百二十五億円の問題は、もう少しかすに時間をもっていたしでしょう。押し問答ばかりしておってもいたし方ありません。

大臣の出席の都合があるようでありますから、これに関連をいたしまして、総合農政あるいはまた新農政といわれる問題について伺います。

た。年間二兆円あるは五千万年間十二兆円というよ
な新農政の対策費というやうなものゝ組まれるや
うだ、そのためには自民党の党内にもそれぞれ機関
が設けられる、また政府部内にも農政推進閣僚協
議会なるものができさうであります、その農
政推進閣僚協議会というものはすでに発足してい
しましたか。閣僚はだれだれであり、いつごろ如
会合をされまして、今後総合農政の方向づけ、政
策の柱、スケジュール、そういうものはいつごろ
から検討を始めて、いつごろ結論を得られる御所
でありますか。この際、明らかにしていただきま
い。

○国務大臣（長谷川四郎君） 閣議決定は六月の十七日にいたしました。したがってその出席者といひましょうか構成員は、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、労働、建設、自治の各大臣、内閣官房長官、これらでございますが、幹事としてこれらに関連する事務次官が幹事役をつとめていくことになっております。その中に官房副長官、経済企画庁の事務次官等が加わることでなっております。それからまだ初会合をするまでの段階に至っておりますが、なるべく早目に初会合をやつて方向づける——方針だけでもきめていきたい、こういうふうと考えているところでございます。

党でどのようなことが論議されたかという点については、まだ私も聞いておりませんけれども、党のほうには総合農政調査会というものができまして、それが鋭意検討を加えることになっております。あわせまして総理のほうは総理として、農

政審議会というものをつくりまして、その審議会の答申を経てさらに総合農政の方向づけをしていきたい。したがって三者といましようか、各方面からのあらゆる御意見等を十分承りまして、総合農政の位置づけをしていきたい、こういうようにな考え方にあるわけでございます。

○足鹿覺君　その委員長はどなたですか。いまの閣僚の責任者はだれですか。

○国務大臣(長谷川四郎君) 閣僚協議会ですから、委員長というのじゃなくて、内閣官房長官がこれをいろいろ主宰するものだと考えます。

○足尾銅毒 わかりました。いま大臣の御答弁の中にありましたが、農政審議会は農政審議会で別に総理大臣の諮問機関としてやるのだということでありました。先日、農林省が去る五月十二日農政審議会に提出いたしました「農政審議会における検討資料——総合農政推進のために——」という資料がございますが、これはいただきましたか。

○政府委員(大和田啓氣君) 個別に差し上げてございします。

○足尾銅君　その資料を私も一読いたしました。が、この資料を読んでみて、つまり西村農林大臣が去年の七月ごろ唱えられた総合農政ということとを当てずっぽうに言った、そこで、あとからその中身をつけないければならぬ、そこもつてきて米価を据え置いたということから、これがようやく軌道に乗ったと申しますか、つじつまを合わせなければならなくなつてこういうことになつたようであります。で、これはある雑誌に載つておつたことであります。が、この裏話として、農政審議会に討議資料を出す場合に、農林省の内部で兼業農家対策に着手することを明らかにしていくといふことも一項盛り上げられました。が、次いで離農対策を明確に打ち出すべきだと省内では少壮官吏のほうでは世論への配慮から削除された経過があると暴露しておるのであります。第一次試案、第二次試案

というふうに経過を経たと思いますが、われわれがいたいたのは第何次試案ですか。

○政府委員(大和田啓次君) 私ども農政審議会に昨年の十一月、今後の農政の推進上留意すべき基本的事項についての御諮問を申し上げて、その後からといいますが、去年の七月以来農政推進會議というのを省内に設けまして、これは事務次官が座長で、各長官、局長が参加いたしておるわけですが、その下にまた小委員会、これは各部長参事官、その下にまた幾つかの機構を置きまして、全省的に検討いたしておるわけでございます。したがいまして、それぞれの部会あるいは段階でいろいろな案が出ておりますので、おそらく二次とか三次とかということではなくて、またまった形ではそう何回も刷り直しております。部分部分では相当各部会でいろいろな案が出ておるわけでございます。いろいろ大事な農政上の基本問題でございますから、省内あげて検討いたしております過程でいろいろな議論が出てくることは当然でございますが、すでに差し上げてございます「総合農政推進のために」という、この五月十二日の文書が現在の私ども事務当局としての統一見解でございます。

○足鹿野君 農林大臣に伺いますが、総合農政のしよせん最終的なねらいとしているところは、農村人口を少なくとも現在の半分程度にとどめていく、あとは離農政策を推進をしていくと、つまり選別政策をいかに合理的につづがなく進めるかというところに一読して私どもは見受けたわけがあります。それは、この検討事項として十五の問題があります、この中で、労働力の流動化促進の問題がある、兼業問題がある、農地の流動化による規模拡大への問題がある、協業等の集团的生産組織の問題がある、農山漁村の再開発の問題がある等々、約半分ぐらいは選別政策に共通しておるものが見られるわけであります。

ここで率直にお願いしたいのであります、事実日本農業の位置づけを今後どういうところに置いて、総合農政推進関係協議会なり農政審

議院に、農林省としてはどこに基本を定めて対処
していかなければならぬと申すか。要するに日本
農業というものの位置づけがはっきりしない限
り、現状を守っていくのか、あるいはこれをある
程度切り捨てて後退していくのか、そして残っ
たものをよくしていくとするのか、つまり日本
の国民経済上における農村、農業、農民の位置
づけというものが明確にならない限り私は絵にか
いたもちに終わると思う。たとえばかりに一部
を切つて捨てる、しかし残ったものに対しては徹
底的に集中投資を行なっていく、こういうことは
私どものとらなるところではありますけれども、
一つの考え方としては一部にはあるところであ
ります。ですからどういふものを農林省が志向し
ようとしているか、そういう点について明らかにし
ていただきたい。

○国務大臣(長谷川四郎君) まだ私の一人の考え
方で、ただいま申し上げることでありそれで行な
えるとは考えておりません。しかしながら私たち
は、お話をあつたように農業人口を二分の一に
したいのだとかあるいは離農政策をやるのだとか、
そういうような考え方は持つて今後の農政を
行なおうという考え方は持つておりません。しか
し何と云つても御承知のように、わが国におい
ての農業農家というものが、これだけ定着してい
るものを、これを切り捨てるとか、これを離農さ
してしまふとかという、そんな簡単なもので片づ
けられるものではないと思ひます。これはもうあ
たのほうで専門家でそれから私が申し上げるま
でないけれども、私はしつとしようとなりにそ
うに考えます。

したがって今後の行き方といたしましても、や
はり農業農家といつても、なかなか困難な状
態がある。また農業を取り巻く状態といふものは
非常に厳しいものがあるといふことは、農業を行
なつておる個人そのものもよく知つておられま
すし、でありますから、この人々をどういふ
うにして協業化していくか、先ほどのお話にあつ
た、協業化していけばどういふやり方がい

いだらうか、こういうような考え方でありま
すし、また何といつてもわが国は主産地形成とい
うようなものを行つていくといふことはどうして
も私はこれをやりたいといふように考えておりま
す。それには思い切つた主産地形成を行なうとい
うことになる、思い切つた政府の金をかけなけ
れば相ならない。そういうふうには私は考えま
す。それができるならば、おのずから生産と消費のバ
ランスといふものは、ここにはつきりとつてい
くことができる。したがつて同時に農業の位置づ
けといふものを、これによつて位置づけができて
いくものだと、こういうふうには私は考えており
ます。

○足鹿覺君 たとえばいろいろのことばといふもの
は便利なものでありまして、いろいろな政策のこ
とばが出てくるわけでありまして、つまり、農基
法農政といふものをどうしようかと農林省は考へて
おるか。つまりとらなるところはそういうことにな
るのか。私どもの見るところでは、農基法農政とい
ふものは選択的拡大をやつて、そして総合的な
均衡のとれた日本農業をつくつていくといふこと
をうたい文句にしてゐた。その結果、九州、四
国、中国の一部にはミカンが大増産をされた。東
北その他の方面においてはリンゴその他の果樹が
増産をされた。私どもの県においてはナシ類が
増産をされた。こういうふうになり、また近郊地
にあるいは北海道等においてはタマネギその他の
増産が行なわれ、高冷地においては、土壌の状
態に即応して高原蔬菜の栽培が行なわれて相
当多角化してゐる。ところが、北海道のタマネ
ギはブルドーザーでかき捨てておる。九州のミ
カンは腐り果てておる。津軽方面のリンゴは一
箱三百円でたき売つても買手がいない。私ども
の鳥取県のナシは、一箱農家の手取りが二十
世紀で四百円あまりであります。

一体こういう状態の中にあつて、選択的拡大は
一応農基法によつてある程度進行いたしました
が、そのこと自体が総合政策であつた。総合的
な均衡のとれた農業の発展を目ざしてやつた
けれど

も、価格の保証がなかつたからこういう状態に
なつたではありませんか。したがつて、比較的
価格の保証がされ、安定しておる米と葉たばこに
農家の関心が集まり、今日の過剩状態といわれ
るものが来たものではありませんか。同じことを
繰り返してはおるのではありませんか。したがつ
て、農基法そのものを再検討することが総合農
政のねらいであるのかどうか。農基法農政はそ
のままにしておいて、農政審議会は別な角度か
ら何らかの総合農政といふものを政策として
打ち出すのか、その辺をはつきりさしていただ
きたい。昨日もお尋ねいたしましたけれども御
答弁がなかつたので、明瞭にしたいと思ひま
す。

○国務大臣(長谷川四郎君) 総合農政と申し上げ
ましても、農業基本法でございます。したがつ
て御指摘のとおりでございます。でありますけれ
ども、今日まで価格といふものに対しての形成
が行なわれ過ぎていたと申しましようか、そうい
う点にでこぼこといふことができてきた。また、
日本の農業技術といふものが非常に向上して
きておる。ですから、これがいいといふことにな
れば、全く考えられなかつたようなところまで
全部同じ作目で行なつてくる、こういうような
点もございまして、そこで私が申し上げたのは、
今後は農業基本法といふものをあくまで基本
として、そして主産地主義といふようなものを
とつていくといふことがよろしいのではないだ
らうか。それにはもちろん、先ほども申し上げ
たとおり、これに對し主産地主義をとるからには
価格保証といふものが、価格の面においても十
分に政府が指定した地区内において生産され
たものに対しては政府が責任を持つといふくら
いのことにまで持つていかなければならぬとい
うことではないか。これはやるといふのではなく、
私の考え方を述べるといふから述べるとござい
ます。間違ひないでください、私が言つたから
即行なうのだと、特にあなたに今後言われたの
では困ります。述べるといふから、私の考え
方はそういう考え方だと述べたのです。これは
農林大臣が言つたことは

あとで行なえ、こう言われたのは困りますから、
その点だけはひとつ間違ひなくお聞き取り願
ひたいと思ひます。したがつて、そういう主産
地を形成した上において、その地区において他
の品目、作目をつくつた者は、これは勝手に、自
己の資本において行なう、政府は何らこれに
はめんどろを見ることはできない。そういう
ことによつて主産地形式といふものを、これ
こそやはり農業基本法の根本に基づいた総合
農政といふものが行なわれていくだらう、こ
ういふふうには私は考へております。

○足鹿覺君 農林大臣個人の御意思は一応わ
かりました。しかし、それはあくまでも農林大
臣たる個人でありまして、ただ単なる長谷川
四郎個人の意見ではございません。したがつて、
その意見をどのように今後反映されるかは、大
臣の政治的手腕にまつところであると思ひ
ます。

また、主産地形成といふことが出ましたが、
これはあとで政府委員もおるようでありま
すから、それに対して私も意見がありますから
お尋ねいたします。御都合もあるようです
からお引き取りをいただきます。

○委員長(任田新治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(任田新治君) 速記を起こして。
本件についての質疑は、本日はこの程度にと
めておきます。

○委員長(任田新治君) 次に、派遣委員の報告に
関する件を議題といたします。

去る十七日、当委員会において、農業振興地
域の整備に関する法律案の審査に資するため、茨
城県及び静岡県の現地視察及び関係者からの
意見聴取を行ないましたので、それぞれ派遣委
員から御報告を願ひます。

まず、茨城県に派遣されました委員から御
報告を願ひます。

○足鹿覺君 第一班の報告を私から申し上げます。

第一班は任田委員長ほか和田、武内、河田委員と私を加え計五名で、石岡地区の現地調査と現地の意見を聞いてまいりました。一行は上野原の急行で九時五十分石岡着、この日の会合の会場である市民会館で小憩の後、マイクロボスで市周辺の都市計画施設と農業振興施設を見てまいりました。恋瀬川を経て三村に至り、この地区の構造改善事業による基盤整備地区を視察いたしました。長さ一・八キロにわたる細長い谷津田で約二十ヘクタールの水田を一區画二十アールに基盤整備したもので、両側にコンクリートの給水溝をつくり用排水施設、クリ畑七・三ヘクタールの造成、肉豚の導入等を行なっている地区であります。

次いで十五農協の広域経済圏の共同施設として設けられた種豚センターを視察、ランドリースの一代雑種の子豚育成、共同肥育場を見てまいりました。

さらに北へ引き返し、昭和三十七年八月に完成したという市水道の取水道を訪れ、また茨城県の都市では数少ない都市下水道を見学、さらに首都圏市街地開発区域に指定され、住宅公団の事業として県が委託を受けて造成中の柏原工業団地の現場を視察しました。

この団地は本年中に完成する予定で、九割近く用地の買収を終えているようであり、完成後は鹿島臨海工業地帯から第一次原料を移入、電気、機械、金属工業等約三十社の工場が操業、就労人員およそ九千人、工業生産高は五百億円に達するものとされております。このため台地の広大な山林が開発され、後に意見を承ることになっている青柳氏の山林も、この団地造成のため収用の対象となっているとでございました。

また、このような市の都市計画地をめぐる周辺の一市三町四村の八千ヘクタールの台地には、いわゆる石岡台地の大規模なかんがい排水工事が計画されており、クリ、ナシ、カキ等の樹園地、蔬菜畑、水田を含めて農業開発計画が進められておる

のであります。

このような現地の実情の中で、農業振興地域の整備に関する法律案について午後一時半から地元の関係者から意見を聞くことにしたのであります。午後から小雨となりましたが、会場である市民会館には、報道関係者や地元の傍聴者も集まり、任田班長のあいさつの後、六人の意見陳述人から、それぞれ意見を述べてまいりました。

まず市内の森林所有者で、さきの柏原団地造成のため収用の対象となつてゐる青柳新兵衛氏は、新都市計画により市街化区域に指定されると、税金も宅地並みに課せられ、土地の買いにかえ税も認められず、地価公示制で安く買い上げられることになる危険性があり、農地を手放さずにはおれなくなる。市街化し、農業を許さぬというのは人権無視で、本法の場合も、このような現実を認識していただき、真に農民が農業に安心して従事でき、農業を振興し得るようにはしたいと述べました。

次いで福岡県土地改良区の農協理事長は、農業地域の振興のため土地改良の事業は根幹をなすと思うが、従来予算の配分が少なく、計画より完成が著しくおくれ、したがって、近代化もおくれがちであつたので、本法による振興地域内の土地改良については、土地改良法も改正し、高率の補助を考へていただきたい。都市計画法との関係では、都市は農村の中に伸びることになるから、国の投資と農民の負担で行なつた土地改良地区が都市化するのとはむだな投資になる。このようなむだが起こらないようにするとともに、いま米を百五十俵供出する農家でも米収入だけでは食えない実情にあり、農業振興をうたうなら、一家農業だけで働いて食える農業にしてみたい。また、私の質問に答えて、筑波学園都市の計画については、地元の農民が東京へ出稼しに行かなくても通勤で農外収入が得られるようになればプラスになるが、都市化によって既成の農業関係補助を打ち切らないようにしてほしいと述べました。

次に市内三村農協の大山組合長は、二十三年間

農協組合長をやっている経験から、最近農民が農林省や政府の施策を信用しない、不信感を持つてゐる。その原因は米価の据置きや農業基本法に対する不信である。わが村には四百六十戸の農家があるが、農業だけで食えるのはわずかに二十戸にすぎない。農業振興といつても、事業そのものに貸すわけではなく、事業を運営する人に貸すわけであるから、人間を対象として、金を貸し返せるような長期低利の融資をすることが必要である。したがって、自作農創設資金等のワケを広げ、耕地の拡大や集約農業が行なえるようにしてほしい。都市計画や農振法による線引きも半徑何キロと限った地域に限定しないで、川、丘陵等実情に合った弾力的な運用をやつてほしい、振興のため思い切つた資本を投入してもらいたいとの希望が述べられました。

また勝田市農業委員会の大山福男会長は、勝田市は石岡と同様、工業都市化が予定され、農地転用も進んでいるが、農業振興のためには専業農家の育成と、都市計画の後手に回らないような資金投下が必要である。資金の裏打ちのない計画は、ペーパープランに終わるやうい。農振法による振興計画も、すぐくずれないよう、公共投資を集中してほしいと述べました。

次に石岡市の川又市議會議員は、都市計画法の附帯決議の趣旨はけっこうで、制度の中にこの魂を入れてほしい。石岡市は首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、用地指定を終わつており、また別に石岡台地の土地改良計画が農業振興に役立つよう念願しているが、地方行政の立場から見ると、計画実施に時間がかかり過ぎ、最初の計画も時代おくれになる危険がある。この法律も趣旨はけっこうであるから、実施にあたっては国、県、市町村の連絡を強化し、能率的に計画を進めるようにしてほしい。都市計画の協議事項も、公害等問題の起こるものについては、市議会の議決を経てきめたい等について意見を述べたのであります。

最後に阿見町農業委員会の宮本会長は、都市近

郊の農家は、後継者がなく、資金を要し、農業にあまり熱心でないものは鉄でもつより金でもつという趣旨から、地価が値上がりするため市街化区域に入ることを希望するものが多い。都市のスプロールは防止したいが、都市農村は地方では異質のものでないし、土地についても国土というより私有財産という感じを持つものが多い。都市化と都市化調整及び農業振興地域の線引きよりも、その谷間に農政上の盲点ができ、専業農家はちろん兼業農家も混乱することをおそれる。都市と農業の領土宣言では、都市の方に魅力が多く力もあるの、本法も領土宣言だけに終わらず、補助、融資等大型投入が必要である。この意味では、地方都市の市街化区域はできるだけしぼり、コンパクトなものにすべきであると述べました。

その後、市当局との質疑を行ないましたが、県側では市街化区域との線引きは五年先を考え、できるだけしぼり、優良農地を残し、むしろ県全体としては農土両全をはかりたいとの意見が述べられ、また石岡市長は、農村の一部が市街化区域に入ることとはあつても、新法施行により用途地域を変更できぬという点、また本法の施行のためには都市だけでなく、農村の環境整備が必要であること、振興地域の指定も、きめのこまかい規定は必要であるが、法の運用は弾力的に、実情に合うよう希望する等の意見があつたことを申し添え、報告を終わります。

○委員長(任田新治君) 次に、静岡県に派遣されました委員から御報告願います。

○高橋雄之助君 第二班の静岡県における調査の結果について私から御報告いたします。

班の構成は、矢山理事、達田理事、亀井委員、沢田委員それに私の計五名であります。以下調査日程を追つて御報告いたします。

静岡県下においては、午前中を現地調査にあてたのでありますが、視察地は、農業振興地域の整備に、関する法律案あるいは新都市計画法による都市計画区域と農業立地との関連を考慮して都市化の進行する条件下での農業の立地、優良集団農用

地の状況等を中心に、静岡市内の現状を見てまいりました。

まず、最初に訪れた石田地区周辺は、耕地整理によつて整備された道路が、急速な都市化を進展させることとなつた地域で、農地のスプロール現象が顕著にあらわれており、住宅、商店等の合間に、十アール程度の水田あるいは畑地が散在し、一方、従来農業用水として使用されていた水路も、都市排水の流入により下水路と同様の状況を呈しているのが目にうつりました。

次に、東名高速道路から駿河湾寄りの高松地区は、水稻を中心にした百ヘクタール程度の農地が集団化しており、調整区域への編入が予定されている地域であります。この地域も、やはり都市化の農地に及ぼす影響を回避できないところから、たとえば地域のはずれに高松下水処理場を設置することによつて、水問題の解決に寄与している状況であります。

次に大谷地区は、四十二、四十三年にわたり、農業構造改善事業が実施され、四十六棟の温室団地を形成している地域であります。都市化の進展に伴う農地の潰廃、都市公害の発生等に対処して、施設蔬菜によつて農業経営の自立化をはかうとする試みであり、十戸からなる協業組織を前提としてパイロット的に団地化が推進されており、これは都市近郊の限られた土地で自立化する道を実例をもつて示そうとするものでありまして、近隣地域への波及効果もすでに始めているとのことであります。

次に谷谷地区は、静岡市の北東、国道一五線から北へ一キロ以内の位置に、組合施行による区画整理事業が実施された地域であります。ここでは、市街化の進展を見越して、住宅地に適応した環境整備を行なうため、道路、公園等の整備が実施されております。

次に、市街地と農地との土地利用区分の状況を調査するため訪れた麻機地区は、県営による圃場整備事業が行なわれ、約三百ヘクタールの集団化された農地の存在する地域であります。労働事

情の悪化傾向によつて副次的経営部門である水稻づくりの負担が大きくなり、経営も粗放的にならざるを得ず、生産力も漸減の方向にあるところから、それを回避し、合理化することを主眼として、圃場整備事業が計画されたのであります。この地域にも都市化の波は、ほぼ線引きの行なわれる接点にまで進行してきておりましたが、道一本を隔てた千代田地区あたりではスプロール化は進みながらも、まだ相当規模の水田が、残っているのが目にとまりました。

次に、下福田ヶ谷周辺地域は、構造改善事業によつて水田をミカン園に転換している地域で、三十六ヘクタールの集団ミカン園が造成され、調整区域への編入が予定されている地域であります。この地域ではミカン、茶が主幹作物となつており、その補完作物として自給的に栽培していた水稻をミカン園に転換し、その経営規模を拡大し、ミカン専業またはミカン、茶の複合経営として自立化をはかうとする努力が払われているのであります。

次に、与一右エ門新田は、都市化の波及している中でビニールハウス等によるイチゴの半促成栽培を中心とした施設園芸が営まれている地域であります。おもにスプロール現象の深刻化により経営の継続に困難を来しているといわれている状況であります。

午後は、静岡市内の農業共済会館において、六人の陳述人の方々から意見を聴取し、質疑を行ないました。次にその概略を発言者順に申し上げます。

まず、市内で農業を営む石川喜右衛門君は、都市近郊農家の場合、農地は生産の基礎であると同時に財産的な運用がなされている。農業経営を継続する上で、農地が潰廃されていくことは困ったことだが、農業の継続への不安が増大してきている現状では、農地をその危険を担保するものとして、市街化区域に含めてほしいとする希望が地域によつては強いのではないかと。調整区域に組み入れられた場合でも、強固な転用制限をし

れることは困るとの意見が述べられました。

次に、静岡県農業会議会長の藤森常次郎君は、静岡県の場合、都市化の進展は急速であり、スプロールも近郊地域に波及している。したがって、米単作地帯等には見られない複雑な要因が県下には存在し、線引きについては相当の波紋、関心があるものと思われる。

現在、新都市計画法のみが先行して施行段階に入っているが、農振地域を含めた総合的土地利用区分が検討されねばならないと考えるが、本県下のごとく施設園芸等、少ない農地でつばに営農を行なっている状況など、農業経営の多様性を考慮した施策を織り込んだ地域指定を実施する必要がある、との意見が述べられました。

次に、農業者の松田鉄蔵君は、農地税制に重点をおいて、市街化区域における農業者には、過酷な税制が適用されることは必至なので、農民を無視した新都市計画法の線引きには反対である。都市周辺では、融資等により高度な農業経営が行なわれている。市街化区域への組入れは、農地法四、五、五の事実上の撤廃であり、都市汚水等農業に困難を来すことは必至である。後継者の育成に力を注いでいるが、このような状況が現実化すると、農業に託したすべての夢や希望を失うことになり、これでよいのかどうか疑問であるとの意見が述べられました。

次に、静岡市議会議員の松永広次君は、新都市計画法の地域指定に際し、市街化区域に組み入れられる地域では、区画整理の実施あるいは都市施設設置などにより、農業経営の続行が困難になるものと思われる。また、市街化区域への編入に際して、農家は実質的に転業を余儀なくされる事態が発生するであろうが、これは営業権の侵害であり、調整区域内にあつては、農地が生産手段であると同時に財産的要素を持つているところから、宅地としての能力を失わせ、地価を下げるという作用をもたらすことになるので、財産権への侵害になるのではないかと、等の意見が述べられました。

続いて、清水農業協同組合専務の青藤忠君は、清水農協管内では、狭い面積ながら集約的な施設園芸などが盛んであるにもかかわらず、農地の大部分が都市計画区域に入つてしまふ。しかし、管内農家は、専業、兼業、財産保持型と多種多様で、画一的な線引きは不可能と思われる。また、農政の方向は属地的であつて、属人的ではないので、農振地域内のみならず、都市計画区域内の農業に対しても手厚い施策を施す必要があるものと思われとの意見が述べられました。

最後に、静岡県農業協同組合中央会営農課長の渡辺紀君は、農振法案が、振興地域に指定された土俵の上で勝負しようとしている意図は十分にわかるが、静岡県の場合、農家及び農業の多様性、複雑性のゆえに全国的なワックにあてはまるかどうか、したがって、農振法案の趣旨がどれほど生かされるか疑問であり、農振地域の規模については、規模を狭めて、現地の実情に即したものにしたい。農振法案の意図するところは、長期的な農政の方向からは好ましいものだが、短期的な農政の方向からは好ましくないものだと思うが、中、短期計画と相まって施策が進められる必要がある。自分としては、まとまった農業団地を中心にして、小規模な点状の生産地を線でつないだようなきめのこまかい都市農政が必要であり、それが地域の実情に合っているとの意見が述べられました。

続いて質疑に入りましたが、県当局の都市計画法の実施に伴う線引き作業の進め方、都市計画区域内農業のあり方、市街化区域に囲まれた農振地域の規模、調整区域内における農振地域の取り扱い、同区域における民間開発業者の動向など、各般にわたり、地域の実情に基づいた熱心な質疑が行なわれました。

なお、報告を終るに際し、諸般にわたりお世話になりました各位に対して謝意を表しまして、第二回の報告といたします。

○委員長(任田新治君) ただいまの御報告に關し質疑はございませんか。——別に御発言もないようですから派遣委員の報告はこれをもって終了い

たします。

ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(任田新治君) 速記をつけて。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

六月十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、農地法の一部改正案の成立促進に関する請願(第五五七二号)(第五五七三号)(第五五七四号)(第五五七五号)(第五五七六号)(第五五七七号)(第五五七八号)(第五五七九号)(第五五八〇号)(第五五八一号)(第五五八二号)(第五五八三号)(第五五八四号)(第五五八五号)(第五五八六号)(第五五八七号)(第五五八八号)(第五五八九号)(第五五九〇号)(第五五九一号)(第五五九二号)(第五五九三号)(第五五九四号)(第五五九五号)(第五五九六号)(第五五九七号)(第五五九八号)(第五五九九号)(第五六〇〇号)(第五六〇一号)(第五六〇二号)(第五六〇三号)(第五六〇四号)(第五六〇五号)(第五六〇六号)(第五六〇七号)(第五六〇八号)(第五六〇九号)(第五六一〇号)

一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(第五五七四号)(第五五七五号)(第五五七六号)(第五五七七号)(第五五七八号)(第五五七九号)(第五五八〇号)(第五五八一号)(第五五八二号)(第五五八三号)(第五五八四号)(第五五八五号)(第五五八六号)(第五五八七号)(第五五八八号)(第五五八九号)(第五五九〇号)(第五五九一号)(第五五九二号)(第五五九三号)(第五五九四号)(第五五九五号)(第五五九六号)(第五五九七号)(第五五九八号)(第五五九九号)(第五六〇〇号)(第五六〇一号)(第五六〇二号)(第五六〇三号)(第五六〇四号)(第五六〇五号)(第五六〇六号)(第五六〇七号)(第五六〇八号)(第五六〇九号)(第五六一〇号)

一、農地法の一部改正案成立促進に関する請願(第五六一八号)

一、昭和四十四年産生産者米価に関する請願(第五七三九号)(第五七四〇号)(第五七四一号)(第五七四二号)(第五七四三号)(第五七四四号)(第五七四五号)(第五七四六号)(第五七四七号)(第五七四八号)(第五七四九号)(第五七五〇号)(第五七五一号)(第五七五二号)(第五七五三号)(第五七五四号)(第五七五五号)(第五七五六号)(第五七五七号)(第五七五八号)(第五七五九号)(第五七六〇号)(第五七六一号)(第五七六二号)(第五七六三号)(第五七六四号)(第五七六五号)(第五七六六号)(第五七六七号)(第五七六八号)(第五七六九号)(第五七七〇号)(第五七七一号)(第五七七二号)(第五七七三号)(第五七七四号)(第五七七五号)(第五七七六号)(第五七七七号)(第五七七八号)(第五七七九号)(第五七八〇号)(第五七八一号)(第五七八二号)(第五七八三号)(第五七八四号)(第五七八五号)(第五七八六号)(第五七八七号)(第五七八八号)(第五七八九号)(第五七九〇号)(第五七九一号)(第五七九二号)(第五七九三号)(第五七九四号)(第五七九五号)(第五七九六号)(第五七九七号)(第五七九八号)(第五七九九号)(第五八〇〇号)(第五八〇一号)(第五八〇二号)(第五八〇三号)(第五八〇四号)(第五八〇五号)(第五八〇六号)(第五八〇七号)(第五八〇八号)(第五八〇九号)(第五八一〇号)(第五八一一号)(第五八一二号)(第五八一三号)(第五八一四号)(第五八一五号)(第五八一六号)(第五八一七号)(第五八一八号)(第五八一九号)(第五八二〇号)(第五八二一号)(第五八二二号)(第五八二三号)(第五八二四号)(第五八二五号)(第五八二六号)(第五八二七号)(第五八二八号)(第五八二九号)(第五八三〇号)(第五八三一号)(第五八三二号)(第五八三三号)(第五八三四号)(第五八三五号)(第五八三六号)(第五八三七号)(第五八三八号)(第五八三九号)(第五八四〇号)(第五八四一号)(第五八四二号)(第五八四三号)(第五八四四号)(第五八四五号)(第五八四六号)(第五八四七号)(第五八四八号)(第五八四九号)(第五八五〇号)(第五八五一号)(第五八五二号)(第五八五三号)(第五八五四号)(第五八五五号)(第五八五六号)(第五八五七号)(第五八五八号)(第五八五九号)(第五八六〇号)(第五八六一号)(第五八六二号)(第五八六三号)(第五八六四号)(第五八六五号)(第五八六六号)(第五八六七号)(第五八六八号)(第五八六九号)(第五八七〇号)(第五八七一号)(第五八七二号)(第五八七三号)(第五八七四号)(第五八七五号)(第五八七六号)(第五八七七号)(第五八七八号)(第五八七九号)(第五八八〇号)(第五八八一号)(第五八八二号)(第五八八三号)(第五八八四号)(第五八八五号)(第五八八六号)(第五八八七号)(第五八八八号)(第五八八九号)(第五八九〇号)(第五八九一号)(第五八九二号)(第五八九三号)(第五八九四号)(第五八九五号)(第五八九六号)(第五八九七号)(第五八九八号)(第五八九九号)(第五九〇〇号)(第五九〇一号)(第五九〇二号)(第五九〇三号)(第五九〇四号)(第五九〇五号)(第五九〇六号)(第五九〇七号)(第五九〇八号)(第五九〇九号)(第五九一〇号)(第五九一一号)(第五九一二号)(第五九一三号)(第五九一四号)(第五九一五号)(第五九一六号)(第五九一七号)(第五九一八号)(第五九一九号)(第五九二〇号)(第五九二一号)(第五九二二号)(第五九二三号)(第五九二四号)(第五九二五号)(第五九二六号)(第五九二七号)(第五九二八号)(第五九二九号)(第五九三〇号)(第五九三一号)(第五九三二号)(第五九三三号)(第五九三四号)(第五九三五号)(第五九三六号)(第五九三七号)(第五九三八号)(第五九三九号)(第五九四〇号)(第五九四一号)(第五九四二号)(第五九四三号)(第五九四四号)(第五九四五号)(第五九四六号)(第五九四七号)(第五九四八号)(第五九四九号)(第五九五〇号)(第五九五一号)(第五九五二号)(第五九五三号)(第五九五四号)(第五九五五号)(第五九五六号)(第五九五七号)(第五九五八号)(第五五九九号)(第五六〇〇号)(第五六〇一号)(第五六〇二号)(第五六〇三号)(第五六〇四号)(第五六〇五号)(第五六〇六号)(第五六〇七号)(第五六〇八号)(第五六〇九号)(第五六一〇号)

五九四二号)(五九四三号)(五九四四号)(五九四五号)(五九四六号)(五九四七号)(五九四八号)(五九四九号)(五九五〇号)(五九五一号)(五九五二号)(五九五三号)(五九五四号)(五九五五号)(五九五六号)(五九五七号)(五九五八号)(五五九九号)(五六〇〇号)(五六〇一号)(五六〇二号)(五六〇三号)(五六〇四号)(五六〇五号)(五六〇六号)(五六〇七号)(五六〇八号)(五六〇九号)(五六一〇号)

一、北海道風連地区国営直轄がわい排水事業促進に関する請願(第五七五〇号)

第五五七二号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道士別市東六条西四丁目士別市農業委員会内 溝淵榮外十四名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七三号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡五木村五木村農業委員会内 西村茂外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七四号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡五木村五木村農業委員会内 西村茂外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七五号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡五木村五木村農業委員会内 西村茂外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七六号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡五木村五木村農業委員会内 西村茂外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七七号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡五木村五木村農業委員会内 西村茂外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七八号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡五木村五木村農業委員会内 西村茂外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七九号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県球磨郡五木村五木村農業委員会内 西村茂外十四名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五八〇号 昭和四十四年五月三十日受理

請願者 兵庫県津名郡津名町津名町農業委員会内 村瀬繁一外百二十七名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五六二四号 昭和四十四年五月三十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県天草郡龍ヶ岳町龍ヶ岳町農業委員会内 佐々木前読外十二名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五六二七号 昭和四十四年五月三十一日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 兵庫縣多紀郡西紀町宮田四二二西紀町農業委員会内 林正基外十五名

紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五六四二号 昭和四十四年六月二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 島根県平田市河下町八一七ノ三

大峠義虎外三十九名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五六四四号 昭和四十四年六月二日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県宇土郡不知火町不知火町農業委員会内 片岡政次外十九名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五六四八号 昭和四十四年六月三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県玉名郡三加和町三加和町農業委員会内 池上春雄外十九名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五六八五号 昭和四十四年六月三日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 石川県石川郡美川町美川町農業委員会内 竹森虎雄外二十五名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五九八八号 昭和四十四年六月五日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県芦北郡湯浦町大字湯浦二〇一湯浦町農業委員会内 佐藤秋男外八十一名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七四号 昭和四十四年五月三十日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 千葉県君津郡上総町上総町農業委員会内 鈴木仁三門外四十名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五五七五号 昭和四十四年五月三十日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 北海道網走郡美幌町字東二条北二丁目美幌町農業委員会内 小池敏雄外七十一名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五五七六号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県芦北郡湯浦町大字湯浦二〇一湯浦町農業委員会内 佐藤秋男外八十一名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五七七号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 千葉県君津郡上総町上総町農業委員会内 鈴木仁三門外四十名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五五七八号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町字東二条北二丁目美幌町農業委員会内 小池敏雄外七十一名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五五七九号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県芦北郡湯浦町大字湯浦二〇一湯浦町農業委員会内 佐藤秋男外八十一名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五八〇号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 千葉県君津郡上総町上総町農業委員会内 鈴木仁三門外四十名

紹介議員 木島 義夫君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五五八一号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町字東二条北二丁目美幌町農業委員会内 小池敏雄外七十一名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五五八二号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

請願者 熊本県芦北郡湯浦町大字湯浦二〇一湯浦町農業委員会内 佐藤秋男外八十一名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第五五八三号 昭和四十四年五月三十日受理

農地法の一部改正案の成立促進に関する請願

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 北海道苫前郡羽幌町南六条二丁目 羽幌町農業委員会内 清水泰吉外 八十五名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五六〇四号 昭和四十四年五月三十日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(六通)

請願者 長野県南安曇郡堀金村二、八四一 堀金村農業委員会内 山口文彦外 百五十名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五六〇五号 昭和四十四年五月三十日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 徳島県那賀郡木頭村木頭村農業委員会内 神野誠外二十八名

紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五六二五号 昭和四十四年五月三十一日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 北海道千歳郡恵庭町恵庭町農業委員会内 水本熊次郎外九十一名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五六四三三三号 昭和四十四年六月二日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 徳島県阿波郡市場町市場町農業委員会内 久次米吉雄外四十三名

紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五九一八号 昭和四十四年六月四日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 北海道千歳市千歳市農業委員会内 新谷利夫外八十九名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第二四六二号と同じである。

第五六一八号 昭和四十四年五月三十一日受理
農地法の一部改正案成立促進に関する請願

請願者 鹿児島県大島郡天城町天城町自作農協内 柿木信二外十九名

紹介議員 川上 為治君
この請願の趣旨は、第二三一七号と同じである。

第五七三九号 昭和四十四年六月二日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(十四通)

請願者 北海道雨龍郡秩父別町 笹木正信 外十三名

紹介議員 河口 陽一君
昭和四十四年産米価の決定にあつては、稲作農家と都市勤労者世帯との年間労働所得均衡を旨とした生産費及び所得補償方式により、基本米価を一俵(六十キログラム)あたり九千六百五十三円に決定するとともに、農民が安心して農業生産にいそしめるよう食糧制度を堅持し、あわせて基本農政の確立を期するよう強く要望する。

理由
諸物価、労賃が大幅に上昇しているにもかかわらず、さき政府は、生産者米価をすえおく方針であることを言明しているが、これは、農民の生活水準を切り下げることであり、とうてい私たちの納得しがたいところである。

第五七四〇号 昭和四十四年六月二日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(二二一通)

請願者 北海道夕張郡長沼町 築場一夫外 二十名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五一号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願

請願者 滋賀県蒲生郡日野町 関谷佳雄外 四十三名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五二二二号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(七通)

請願者 岩手県胆沢郡前沢町古城字馬口沢 八二 菅原栄治外二十一一名

紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五三三三三号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(八通)

請願者 宮崎県宮崎郡佐土原町大字下郡珂 一〇、七五三 日高志富外七名

紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五四四四号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(二十五通)

請願者 福井市鮎川町 松井乙右エ門外二十四名

紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五五五五号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(二十三通)

請願者 北海道苫前郡初山別村字有明 伊 原政男外三十二名

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五六六六号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(三十九通)

請願者 福岡県筑後市宇古島 下川次郎外 三十八名

紹介議員 柳田桃太郎君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五七七七号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(五十二通)

請願者 北海道苫前郡苫前町 福田一男外 五十一名

紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五八八八号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(五十通)

請願者 群馬県佐波郡境町字百々 設楽市 太郎外四十九名

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五九九九号 昭和四十四年六月三日受理
昭和四十四年産米価に関する請願(七十六通)

請願者 滋賀県長浜市垣籠町 若林保外七十五名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六〇号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（二十九通）
請願者 山口県美祿市豊田前町 村岡誠外
二十八名
紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六一号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（十五通）
請願者 奈良県橿原市東坊城町 竹村奈良
一外十四名
紹介議員 大森 久司君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六二号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（十一通）
請願者 和歌山市東小二里町四一〇 西
田周二外十名
紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六三号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（七通）
請願者 熊本県下益城郡富合村字釈迦堂八
四二 矢野清信外六名
紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六四号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願
請願者 福島県河沼郡湯川村 物江勘次外
六十二名
紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六五号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願
請願者 山形県最上郡金山町大字金山二八
〇ノ一 岸忠平外九十九名
紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六六号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（十通）
請願者 群馬県勢多郡赤城村溝呂木九三二
南雲芳郎外九名
紹介議員 近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六七号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（十五通）
請願者 愛知県知多郡知多町新舞子字南屋
敷二〇 鬼頭一三外十四名
紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六八号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（四通）
請願者 新潟県新井市十日市 近藤義外七
十八名
紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七六九号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願
請願者 宮城県白石市南寺前二九 鈴木孝
一郎外二百二十四名
紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七八〇号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願
請願者 大分県速見郡日出町 竹光秀正外

第二十一名
紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七一号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（五通）
請願者 熊本県飽託郡託麻村供合 岡本篤
外四名
紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七二号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（十九通）
請願者 北海道岩見沢市上志文町 土居友
行外十八名
紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七三号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（二十通）
請願者 栃木県宇都宮市築瀬町二、〇六四
倉田正夫外十九名
紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七四号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（四十八通）
請願者 茨城県鹿島郡大洋村汲上 菅谷正
雄外四十七名
紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七五号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（五十四通）
請願者 栃木県芳賀郡芳賀町 水沼高男外
五十三名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七六号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（百通）
請願者 石川県珠洲市野々江町 鎌崎進二
外九十九名
紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七七号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（四十九通）
請願者 佐賀県東松浦郡厳木町旭ヶ丘 吉
原博外四十八名
紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七八号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（九十通）
請願者 栃木県鹿沼市板窪町一八 渡辺順
通外八十九名
紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八七九号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（百二十通）
請願者 秋田県山本郡山本町 板倉連吉外
百二十一名
紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五八八〇号 昭和四十四年六月三日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願（百八十四通）
請願者 新潟県長岡市城内町 三国政弘外
百八十三名
紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九〇八号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願

請願者 高知県吾川郡春野町西畑 竹崎泉
元外二十九名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九〇九号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(百八十九通)

請願者 新潟県直江津市川原町 金子彦一
外百八十八名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一〇号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(十二通)

請願者 北海道深川市音江町 西野幸三郎
外十一名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一一号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(十九通)

請願者 岩手県岩手郡雫石町 岩持静麻外
十八名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一二号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(二十八通)

請願者 京都府船井郡丹波町 田中慶紀外
二十七名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一三号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(二十九通)

請願者 高知県南国市片山 橋田憲一外二
十八名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一四号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(三十三通)

請願者 山梨県大月市真木町 星野重次外
三十二名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一五号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(三十六通)

請願者 岡山県勝田郡勝北町 丸尾登外三
十五名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一六号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(百六通)

請願者 岐阜県海津郡海津町駒江 菱田義
尚外百五十五名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九一七号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願

請願者 岐阜県海津郡海津町高須町七二
三谷正二外三十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九二五号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願

請願者 青森県西津軽郡森田村大字上相野
山谷藤三郎外五十二名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九二六号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(九通)

請願者 宮崎県西諸県郡えびの町大字原田
三、三八一 中村優外八名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九二七号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(二十七通)

請願者 愛媛県東宇和郡宇和町 堀内英真
外二十六名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九三三号 昭和四十四年六月四日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願

請願者 福岡県朝倉郡朝倉町大字大庭五、
一六八 徳永朝幸外五十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四〇号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(二通)

請願者 大阪府岸和田市吉井町五三七 朝
比奈敏正外一名

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四一号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(二十五通)

請願者 茨城県筑波郡豊里町 野村辰雄外
二十四名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四二号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願(二十五通)

請願者 大分県宇佐市四日市町大字上高五
五九 辛島達雄外二十四名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四三号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願

請願者 神奈川県厚木市愛甲三九九 青木
武夫外九十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四四号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願

請願者 京都府舞鶴市公文名 村尾重義外
九十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四五号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生米者米価に関する請願

請願者 茨城県結城郡千代川村 木瀬武二
外九十九名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四六号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 大阪府茨木市太田村六〇五ノ二

山口順蔵外九十九名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四七号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 山形市緑町二ノ一一ノ三六 斎藤

穀外九十九名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四八号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 岩手県大船渡市盛町字館下一一

青柳昭外九十九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九四九号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 栃木県今市市文挾町 加藤一美外

九十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五〇号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 青森県北津軽郡鶴田町大字強巻字

駒柳 下山秀悦外九十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五一号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 神奈川県平塚市片岡一、二八三

渋谷精一外九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五二号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 宮城県名取郡岩沼町三亀吉字水神

六 高橋彦市外九十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五三号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 岩手県紫波郡矢巾町 沼田祐一外

九十九名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五四号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 千葉県安房郡丸山町 小柴清一外

九十九名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五五号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 長野県飯田市中村 仲田史朗外百

九十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五六号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 長野市真島町 中沢英男外九十九

名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五七号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 広島県佐伯郡能美町鹿川 岡本丈

八外百九十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五八号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 山形県東置賜郡高島町大字深沼二

三三 島津久外百九十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九五九号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 長野県北佐久郡望月町 上野満江

外九十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五九九九号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 佐賀県小城郡小城町一、二八六

泉寅次外四十一名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇〇号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 鹿児島県伊佐郡菱刈町南浦一二

小屋英俊外一名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇一号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二通)

請願者 青森県上北郡東北町 沼山吉助外

一名 紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇二号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(四通)

請願者 広島県安芸郡倉橋町 友沢和一郎

外三名

紹介議員 永野 鎮雄君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇三号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(五通)

請願者 兵庫県出石郡但東町 衣川春三郎

外四名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇四号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(七通)

請願者 三重県名張市新田 萩本三好外十

六名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇五号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二十五

通)

請願者 栃木県日光市和泉一〇七 手塚忠

四郎外二十四名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇六号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(二十六

通)

請願者 青森県西津軽郡深浦町 西崎正外

二十五名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇七号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(三十通)

請願者 広島県賀茂郡西原町田口 小林正

信外二十九名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇八号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願(四十九通)

請願者 福岡県甘木市金川町 後藤次男外

四十八名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第六〇〇九号 昭和四十四年六月五日受理

昭和四十四年産生産者米価に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡茨城町 木村徳外

百七十五名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五七三九号と同じである。

第五七五〇号 昭和四十四年六月三日受理

北海道風連地区国営直轄かんがい排水事業促進に関する請願

請願者 北海道上川郡風連町風連町長 中

沢喜一外二名

紹介議員 河口 陽一君

北海道風連地区国営直轄かんがい排水事業が急速に促進されるよう特段の配慮をされたい。

理由

昭和四十四年度着工と決定した風連地区国営直轄かんがい排水事業は、関係耕地千二百九十七ヘクタールを対象とした農業用水の確保を目的として

いるが、この源となる集水区域内の立木多伐と、耕作技術の進歩に伴う深水かんがい、その他地区内施設の老朽化等により、著しい用水不足を生じ非常に苦慮している。この地域内受益農家の経営安定には補水対策がもつとも急を要するものであり、関係住民あげて本事業の早期完成を熱望している。(資料添付)

昭和四十四年六月二十七日印刷

昭和四十四年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局